https://rodosoken.com/

季刊

ISSN 0918-7618

1994年秋季号

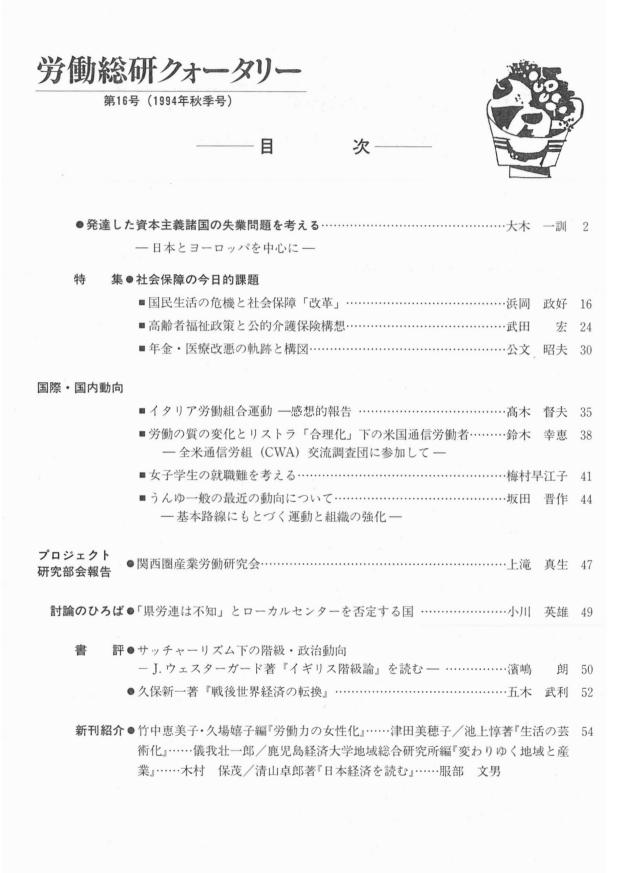
Л

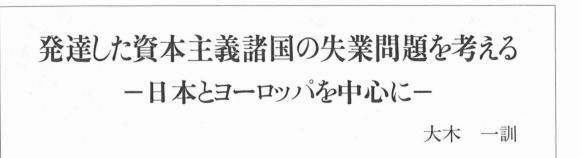
称的

	No
大木	
浜岡	政好
武田	宏
公文	昭夫
高木	督夫
鈴木	幸恵
梅村与]江子
坂田	晋作
濱嶋	朝
五木	武利
	浜 武 公 高 鈴 梅村 坂 濱嶋

労働運動総合研究所

https://rodosoken.com/





1.日本における最近の雇用失業動向

最近の雇用情勢の推移を見ていると、いよい よ日本社会においても、失業問題が中心的な社 会問題として登場してきた」と痛感せざるをえ ない。昨年すでに1975年の不況以来と言われた 雇用情勢の厳しさは、その後さらにその深刻の 度を増している。引き続く構造不況とリストラ のもとで、「雇用調整」はさらに多くの産業・地 域に広がっているし、「雇用調整」の方法も、配 転・出向、一時休業、さらには希望退職募集・ 解雇によるものが増加している。円高の進行も あって、海外への生産移転、逆輸入の拡大、そ れらにともなう事業所閉鎖や人員整理などが、 目の前で次々に行われている。昨年以来製造業 などでは、雇用者数の絶対的減少がみられるよ うになった。小零細企業の廃業・倒産、小零細 事業所数の減少も未曾有の規模である。こうし て、有効求人倍率、完全失業者数などの雇用失 業指標もさらに悪化してきている。

今年の「経済白書」は、「生産拠点のアジアへ の移転」が「日本をふくめたアジア全域でのパ イの拡大につながる」ならば、また「生産拠点 の海外への移転によって解放される資源をより 付加価値の高い分野に振り向けていくことがで きれば」、日本経済は「新たな発展の原動力」を 得て雇用情勢も改善されるだろうと主張してい る。しかし、それはできない相談であろう。こ のような希望的観測には、何の現実的根拠もな いからである。産業「空洞化」関連の次のよう な事情を考慮にいれるかぎりでも、むしろ雇用 情勢の悪化は今後本格化するだろうと思われる。

①1990年以来減少に向かっていた海外投資が 昨年来ふたたび急増している。これらの海外投 資が国内雇用削減と結びついていることは、今 年の「労働白書」の労働省労働政策部の分析に も明白に示されているところである(第1表参 照)。②最近の海外進出は、「製品開発から製造 まで現地で」というものが多くなっており、ま た、広範な中小企業をまきこんですすめられて いる。その産業・地域へのインパクトは大きく なっている。③今日の海外投資は進出先でのダ ウンサイジングとリストラを伴いながらの投資 であり、大規模な新規投資は少ないと言われて いる。また、中心であるアジア向け直接投資が、 低賃金労働力の活用による労働コスト削減を主 目的としていることは、「経済白書」も認めてい る(第1図)。そこから、日本経済およびアジア 経済全体を浮上させる活力が生み出されるとは、 とうてい考えられない。④円高のもとで、消費 財についても資本財についても輸入が急増して おり、1985~93年に2~3倍に増したそのテン ポは、さらに加速されようとしている。⑤国内 市場の低迷はいぜんとして続いており、広範な

- 2 -

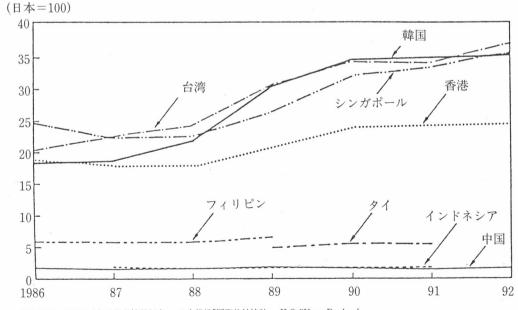
-労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

第1	表	海外准出	に伴	う雇用	調整の状況
יירא	21	/ 一 一 一	V-IT	ノ雇用	

			(単位 %)
雇用調整の状況	実施した 企業	計画して いる企業	下請企業
雇用面で対応した (対応する予定である)	38.9	46.8	73.6
一時休業 (一時帰休)	2.2	6.4	22.6
希望退職募集、解雇	1.1	2.1	35.8
新規学卒者の採用停止・削減、退職者の不補充	13.3	21.3	35.8
臨時・季節、パートタイム労働者の再契約停止	12.2	14.9	22.6
配置転換	17.8	25.5	18.9
出向	17.8	19.1	3.8
その他	8.9	6.4	9.4
雇用面で対応しない(対応しない予定である)	61.1	53.2	26.4

労働省政策調査部調べ(1993年11月)

第1図 日本とアジア諸国との賃金格差(製造業)



资料出所 労働省 "毎月勤労統計調查。、日本銀行「国際比較統計」、ILO "Year Book of Labour Statistics"、IMF"International Financial Statistics"、各国統計資料

— 3 —

発達した資本主義諸国の失業問題を考える

勤労諸階層の貧困化が進展している。現状から すれば、失業問題の深刻化が今後さらにそれに 拍車をかけることとなろう。

注目されるのは、最近の構造不況下に、わが 国の雇用や失業がその性格を変えつつあるので はないか、という問題である。これまでよりも さらにタチの悪い、手に負えないものに変わっ てきたように思われる。

第1に、これまで不況期をふくめ、全体とし て確保されてきていた雇用規模の拡大が、もは や維持されなくなってきたことである。とくに 1980年代を通じて日本経済の牽引車となってき て、雇用労働者数の減少を経験したことのなか った電機、機械、自動車産業で、大幅な雇用者 数の削減がすすんでいることは、雇用の基調に 変化が生じていることを示している。

第2に、大企業を中心に戦略的な採用抑制が 強化されるなかで、日本でも青年の失業問題が 深刻化しはじためことである。「労働白書」や「経 済白書」も、年齢構成の高齢化にもかかわらず、 男女とも15~34歳の若年層の失業増加がもっと も大きい、失業者に占める学卒未就職者の割合 が高まっている(94年4月で男子7.1%、女子8.6 %)と指摘している。最近の就職戦線の厳しさ からすると、若年層の失業率上昇は来年さらに すすみそうである。

第3に、常用雇用の増加といっても、その中 身はパート雇用の増加であって、パート以外の 本採用労働者はむしろ削減されているのが、最 近の実態である。就職難にもかかわらず、若年 層を中心とする自発的離職者の割合が高まって いるのは、このことと無関係ではないであろう。

第4に、一部に景気回復の動きが取り沙汰さ れるなかでも、大企業を先頭とするリストラ「合 理化」の波は執拗に労働者を襲っている。人員 削減の動きは、製造業のみならず、サービス業、 卸・小売業、飲食店関係まで広がってきた。円 高不況時にも見られなかった広がりと厳しさで ある。問題はそのなかで、再就職の困難な離職 者が急増していることである。中高年の管理職・ 事務職が「過剰」だとされ、その「会社都合」 による離職者増加が目立っているが、これらの 人々の再就職はとりわけ困難である。また、こ れまで大企業離職者の多くは、子会社・関連会 社への出向・移籍や再就職斡旋など、企業をつ うじて雇用を維持してきたが(労働省「雇用動 向調査」「高年齢者就業実態調査」)、最近はそれ も困難になってきている。子会社・関連会社の リストラがすすみ、下請け・中小企業がかつて ない経営難におちいるなかで、中小企業離職者 も行き場を失っている。

第5に、これまで不況期に非労働力化し隠蔽 されていた求職者が、失業者として顕在化しは じめたことである。高齢者層では、あまりの労 働市場の厳しさに就職をあきらめ、「非労働力」 化する傾向がかえって強まっているが、若年層 や女性を中心に、全体としては男女とも、長期 失業しても労働市場にとどまる求職者が増えて いる。1993年について見ると、非労働力人口か ら労働力人口への流出者のうち、男子20%、女 子15%は失業している(総務庁「労働力調 査」)。いずれも完全失業率をはるかに上回る高 失業率である。労働市場では失業から就業への 純流出は男女ともマイナスで、つまり就職でき る求職者よりも職を失って新たに求職者となる 人々の方が多い状況になっているから、労働市 場に新規参入する求職者は人一倍苦労するわけ である。にもかかわらず、生活難が進行するな か、いったん非労働力化していたパートタイム 労働者などもふくめ、労働市場への新規参入圧 力が非常に高まってきているのである。それは、 女性や青年の失業率を顕著に押し上げるととも

— 4 —

労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

に、求職者の失業期間を長期化させている。

こうしたわが国の雇用・失業の最近の変化は、 何を意味するのだろうか。そこには、他の発達 した資本主義諸国の雇用・失業問題と共通する 特徴が見られるようになっている。非常に似通 ったものになってきた、と言ってもいいかも知 れない。しかし、同時に他方では、違いがいよ いよ鮮明になってきたという面もあろう。いず れにせよ、今日の雇用・失業問題の分析は、日 本経済の分析と同様、国際的な枠組みのなかで 行わなければ正確を期しがたいであろう。

2.90年代失業の歴史的位置

発達した資本主義諸国の失業者はサミット7 ケ国だけで2,400万人(1992年)、OECD諸国全 体だと3,330万人、年平均失業率8.2%(いずれ も1993年見込)と発表されている。しかし、こ れは実態を反映していない過少評価された数字 だと言わねばならない。

OECD の失業統計については、ヨーロッパで もいろいろ批判があるが、新古典派経済学の研 究者も次のような批判をしている。

OECDの定義では、失業者とは①仕事がな く、②いつでも就労でき、③積極的に求職して いる人々、とされている。しかし、①では、ベ ビーシッターとか通信販売の配達員といったわ ずかの臨時的な仕事をしている人々も除かれて しまう。また、仕事を失ったばかりの人も除か れてしまう可能性がある。②では、保育や老齢 の親の看護などについての社会的条件が整えば 当然失業者として認められるであろう、多数の 女性が除かれてしまう。③については、何をも って求職というかが問題だが、現実に仕事をみ つける可能性がほとんどない人々に求職活動を 要求することが合理的とは思われない。実際、 就職を希望しながら求職活動をしていない人が 80~125万人もいる(1987年時点)。もっと広い 定義で実際の失業を計測すると、たとえば政府 統計10.6%の失業率は14.3%と換算される(J. E. King; Labour Economics, 1990)。この推計に ならえば、OECD 諸国の失業者数は4492万人、 年平均失業率は11.1%ということになるだろう。 実際にはその他にも、統計に補足されない少数 住民グループ、移民、難民なども多いので、現 実の失業規模はこれよりさらに大きなものとな る。筆者が1991~92年にイギリス、ドイツ、フ ランスの労働組合・自治体・大学の関係者から 聞いたかぎりでも、OECD の失業統計は現実離 れしているとして、ほとんど相手にされなかっ た。

ついでに言えば、各国政府の発表する失業統 計のなかには、さらに問題の多いものがある。 たとえば、統計上、失業率の低下を最近みせて いるイギリスは、たび重なる失業統計の改悪で 有名である。1979年にサッチャー政権が登場し てから昨年までの15年間に31回も統計方法の改 定をしているが、それらは、失業の定義を変え、 失業率計算の母数を変え、失業給付受給資格者 だけを失業者として認める、といった改定で、 いかに失業者数を少なくみせるかという露骨な 意図に貫かれている。その結果は、政府の失業 対策事業の対象となっている約50万人の失業者 さえ失業統計の失業者から除かれるという事態 を生んでいる。最近はさらに、失業給付支給の 厳格化をはかり、年5~6万人の失業給付支給 を打ち切っている。イギリスには「Unemployment Unit」という民間の失業問題告発団体があり、 一連の失業統計改悪前の集計方法で失業者数を 計算し発表しているが、それは政府統計より100 万人以上多い失業者数となっている。イギリス の場合は極端だが、最近はこうした統計操作が、 他の OECD 諸国にも出てきている。

— 5 —

発達した資本主義諸国の失業問題を考える

それにしても、OECD 諸国の今日の失業を歴 史的に位置づけてみると、それが私たちの意識 している以上に深刻なものなのだ、ということ がわかる。1つには、19世紀末や1930年代の大 不況の時代と比べ、今日の失業率がけっして低 いとはいえない、という問題である。イギリス の研究者は、失業率の歴史的変遷を労働組合の 記録なども利用しながら推計しているが、その 結果得られたデータは次のようなものであった (B.R. Mitchell, Abtsract of British Histori-

cal Statistics, 1962)。

(19	C)	1858年	11.9%、	1872年	0.9%
		1886年	10.2%		
(戦	間 期)	1923年	10.6%、	1929年	12.7%
		1932年	22.5%、	1937年	11.3%
(高成	文長期)	1947年	1.1%、	1965年	2.1%
(低成	丈長期)	1980年	5.6%、	1982年	10.4%
		1986年	11.6%		

見られるように、雇用情勢は戦後30年間の状況とは一変している。そして20世紀末の失業率が、19C末のそれを若干上回り、とくに厳しい失業情勢を経験した戦間期1930年代のそれに次ぐ高さとなっていることがわかる。イギリスの失業率はその後1992年9.5(女子5.1、男子12.9)%へと若干低下しているが、前述の失業統計についての留保を考慮に入れれば、失業の実態は戦間期の厳しさに勝るとも劣らないものと見てよいだろう。

2つには、今日の失業が70年代末以来構造的 な長期失業をかかえるものとなっていて、そこ から脱却する展望がまだ見えないことである。 第2表からもうかがわれるように、先進資本主 義諸国は軒並み大量の長期失業に悩んでいる。 いったん生じた失業の多くが景気が回復しても 堆積していくという形で、長期失業の割合が著 しく高くなってきている。統計上は十分反映さ れていないが、低成長期に入ってからの先進資 本主義国経済は、3回の不況を経験するなかで 不況のたびに失業水準を高めてきた、というの が実態であり、全体的な特徴だといってよいだ ろう。ヨーロッパの革新的研究者や労働組合は そう証言している。

ただし、一口に「先進資本主義国」の失業と いっても、その水準・実態には相当大きな違い があるし、失業の性格・構造も違う。たとえば 北アメリカとヨーロッパの間には、雇用失業統 計を安易にならべて比較できないような質的違 いがある。アメリカは、社会保障・社会福祉の 欠如のもとで、失業者が失業として存在できな い過酷な競争社会である。そこでは失業率の低 下がかえって失業の厳しさの深まりを表現して いることが少なくない。また、ヨーロッパのな かでも、①失業者の過半数が長期失業者となる 失業多発の後進的なヨーロッパ南部あるいはヨ ーロッパ周辺国、②強大な経済力のもとで失業 者の3~5割が慢性的に堆積しているヨーロッ パ先進国、③福祉政策や労働市場にたいする規 制で雇用情勢悪化に対抗しながらも、なお失業 増大に苦しむ北欧諸国、等の間には、無視でき ない違いがある。オセアニアの国々(オースト ラリア、ニュージーランド)は、ヨーロッパの ④にかなり近いといってよいであろう(先進国 間の失業類型の違いについては、Long-Term Unemployment, 1994, 参照)。そうしたなかで、 過去20年ぐらいの間に世界のトップレベルの資 本主義国の一つにのし上がってきた日本は、ア メリカ的な意味での「低失業」水準のもとで、 ヨーロッパ先進国並みの長期失業堆積にむけ早 足に歩いているということになるであろうか。 いずれにせよ、先進国間のこうした違いには十

— 6 —

労働総研クォータリーNo.16(94年秋季号)

第2表 長期失業者の割合の国際比較

-								(%)
	1979年		1985年		1990年		1992年	
	失業率	長期失業者の割合	失業率	長期失業者の割合	失業率	長 期失業者の割合	失業率	長 期 失業者 の割合
イタリア	7.8	51.2	10.2	65.8	11.1	71.1	11.4	67.1
ベルギー	7.5	61.5	12.3	69.8	8.7	69.9	9.3	61.6
アイルランド	7.1	38.2	17.4	64.7	13.7	67.2	15.7	60.3
スペイン	8.6	29.5	21.5	56.7	16.3	54.0	18.1	47.4
ギリシャ	1.9	_	7.8	46.2	7.0	51.7	7.0	47.0
オランダ	3.5	35.9	10.0	60.7	6.4	48.4	7.0	43.0
ポルトガル	8.2		8.7	-	4.7	48.1	4.1	38.3
ドイツ	2.9	28.7	7.1	47.9	4.9	46.3	5.8	45.5
フランス	6.0	30.3	10.2	46.8	8.9	38.3	10.2	36.1
イギリス	4.5	29.5	11.6	48.6	5.9	36.1	9.5	28.1
デンマーク	6.2	36.2	9.0	39.3	9.5	33.7	9.1	31.2
オーストラリア	6.2	18.1	8.2	30.9	6.9	21.6	10.8	34.6
ノルウェー	1.9	2.9	2.6	10.2	5.2	19.2	5.9	22.6
日本	2.1	16.8	2.6	13.1	2.1	19.1	2.1	15.3
ニュージーランド	1.9		3.6		7.8	18.6	10.3	31.9
カナダ	7.4	3.4	10.5	10.3	8.1	5.7	11.2	13.1
アメリカ	5.8	4.2	7.2	9.5	5.5	5.6	7.3	11.2
スウェーデン	1.7	6.8	2.4	11.4	1.5	4.8	5.3	8.1

(備考)1. OECD「Employment Outlook」(1993年) による。

2. 「長期失業者の割合」とは、一年以上失業している者の失業者全体に占める割合のことである。

分留意する必要がある。(だから、国際比較をす る場合に、欧米と日本という伝統的二分法をと ることは、複雑な現実をあまりにも単純化して、 固定観念的な鋳型に流し込むことになる危険が あると言わねばならない。)

そのうえで、私たちが先進国間の状況の違い を超えて確認できるのは、今日における失業問 題の構造的な重さである。そのことは、本年7 月のナポリ・サミットの「経済宣言」が、「失業 はあまりにも高い水準にとどまっている」と、 世界的な失業対策の強化を(それが的確なもの であるかどうかはともかく)呼びかけざるをえ なかったことにも示されている。失業(とくに 長期失業)増加の脅威から免れている国・地域 は、いまやどこにもなくなっている。問題は、 この事態がどのような社会的過程の結果として

— 7 —

発達した資本主義諸国の失業問題を考える

生じているのか、今日の先進国経済には事態の 改善・解決への社会的要因を見出しうるのかど うか、である。

西ヨーロッパ、とくにイギリスを念頭におい て、今日の構造失業登場の過程をたどってみる と、およそこう言える。

失業の急増は1979年以降はじまった。それは 主として、伝統的な「煙突産業」と呼ばれる産 業(石炭、鉄鋼、造船、金属機械、自動車、繊 維など) で多くの雇用が失われたことによるも のである。それらの産業では、古典的な過剰生 産によって合併、乗っ取り、閉鎖などの骨肉の 争いが展開され、それを通じて一層高度の生産 集積と資本の集中がすすんだ。リストラクチュ アリングとして行われたこの集積・集中の過程 は、多くの場合、衰退分野の限界的事業所の閉 鎖や縮小をもたらした。鉄鋼や繊維等の場合に は、EC が過剰生産部門のリストラを促進・援助 し、域内の生産能力削減を促進する補助金政策 を展開した。自動車・部品産業等の場合には、 多国籍企業が投資と生産を海外工場に移転させ、 当該部門工場の従業員を削減するという形でリ ストラが行われた。日本企業誘致は、こうした リストラの補完物だったわけである。

この過程はヨーロッパでも地域生活に多大な 影響をもたらしてきている。伝統産業の多くは、 立地的にも特定地域に集中する傾向があったし、 地域社会はその創業時から必要な労働力を提供 してきてもいたので、リストラの展開は特定の 地域社会に急激で激しい打撃をあたえた。その 打撃は、多くの場合、突然で予測しえないもの であった。ヨーロッパの場合にも、リストラは 徐々にすすめられるということではなく、突然 の工場閉鎖、事業所移転、大量解雇という荒療 治によって実施されてきている。伝統産業の縮 小によって、これらの地域の多くは、雇用喪失 による深刻な失業と貧困に陥り、ECの地域特別 対策の対象地域となって生き延びるほかないと ころまで、落ち込んできた。

それでも80年代の半ば頃までは、製造業の ドラスティックな雇用減少の一方で、サービス 産業部門や金融部門の発展とそこでの雇用増大 が見られた。しかし、雇用増大の内容は、パー ト労働や不安定な雇用が多かったし、量的にも 質的にも伝統産業の喪失を穴埋めできるもので はなかった。ECの分析でも、失業と貧困の増大 は、主としてリストラによる雇用減少と、それ にかわる雇用を創出できなかったことによる、 とされている。

ところが、90年代に入って問題となっている のは、製造業の新たなリストラにくわえて、「第 三次産業」の雇用と熟練に破壊的な影響をあた える、新たな「合理化」と技術革新の波が押し よせていることである。労働組合や研究者の間 では、1970年代末から80年代にかけて製造業で 生じたのと同様、あるいはそれ以上の雇用喪失 が生じる可能性があるという議論がなされ、1995 年までに20~40%の雇用が失われるのではない かという推計がなされている。そして1992年か らのヨーロッパ単一市場の成立が、リストラと 技術革新の新たな高まりに導いている、という のが現在の状況である。

以上のような構造的失業の登場の過程から、 こう言えるのではないだろうか。人々はすでに 15年もの高失業時代を経験してきているが、そ れはまだ始まったばかりだと。しかし、問題は 先進資本主義国の勤労大衆が、これから先もこ の厳しい受難に耐えていくことができるだろう か、ということである。多くの失業者世帯と地 域社会が、すでに折り重なる失業と貧困のもと で、腐朽と崩壊の道をたどっているからである。

— 8 —

3. 西欧における長期失業の性格と形態

そこで、今日の先進国の失業がどのような構 造をもっているのか、その性格と形態が人々の 生活にいかなる結果をひきおこしつつあるのか を、イギリスの場合を中心に見てみることにす る。イギリスは戦後ずっと失業率2%前後の完 全雇用を謳歌していた国であるが、80年代を通 じて主要先進資本主義国のなかでも最も高い失 業率を「誇る」国の一つになってしまった。イ ギリスを取り上げるのは、筆者が1年余にわた って見聞しえた国だということもあるが、基本 的には、なによりもそこでの失業情勢悪化が今 日の構造失業形成の典型であり、また、そこで の失業対策が他のヨーロッパ諸国や先進国首脳 会議の失業対策に大きな影響を与えるものとな っている、と見るからである。

(1) 労働市場の変化

イギリスの構造失業の深刻さをはっきりさせ るためには、まず、その労働市場が、1979年以 来の保守党政権のもとでドラスティックに再編 され変質してきたことを把握しておかなければ ならない。再編・変質の過程は、とりわけ次の 諸点にしめされている。

①労働総需要の減少をひきおこすような、製 造業現業労働力の急激な減少が推し進められて きたことである。とくに機械工業の現業労働力 は1979~84年の5年間だけで3分の1も減少し た。繊維や履物産業でも大きく減少した。その 背後には、大規模な新技術導入をテコとした「合 理化」と、サッチャーによる解雇規制の緩和が あった。製造業の雇用削減は90年代に入ってか ら第二の波を迎えたが、統一市場への移行後も その波は収まっていない。

②90年代に入ると、イギリス南部を中心に展 開していたバブル経済の破綻を契機にして、生

労働総研クォータリーNo.16(94年秋季号)

産部門につづく事務部門での大規模な労働需要 の減退が始まった。レオンチェフとダシンは、 1985年にアメリカで、オートメーションによっ て近い将来、事務労働力は激減するだろうと予 言したが、まさにそうした事態が現実のものと なりつつある。現業労働力および事務労働力の 減少は、流通やレジャーをふくむ他の分野での 労働者間競争を激化させ、労働者たちにより濃 密で「柔軟な」労働を受入れさせることとなっ ている。

③雇用情勢の悪化を背景に、労働組合の労働 協約による規制が及ばない職場 (flexible firm) や、企業の要求にしたがって頻繁な労働異動等 を受け入れる、新しい多能工労働者(flexible workers)、それに下請け企業と下請け労働者 (subcontracting work)が、大企業を中心に広 範な広がりをみせてきたことである。この点で は、進出日本企業の労務管理が多いに活用され た。また、それとともに、伝統的に労働者階級 と労働組合の基盤となってきた常用現業労働者 がますます数少なくなり、かわりにパートタイ ム労働者が持続的に増大するようになった。こ うして労働者階級が、core workforce(少数の フル・タイム労働者) と peripheral work force (臨時、パート、下請け労働者) とへ大きく分 断されるようになった。もちろん、従前のイギ リスでも、不況期の労働市場では、低賃金、不 安定雇用、臨時雇いと中間搾取、それらに関連 した差別的雇用等が生じたが、それらがいまや 恒常的な雇用制度に転化するようになったので

④雇用の拡大が主として、パートおよび低賃 金の不安定雇用労働者、「合理化」によって新た に生み出された半熟練・不熟練労働者、それに サービス部門労働者を中心としたものとなり、 雇用・所得の安定した現業熟練労働者の雇用が

— 9 —

ある。

発達した資本主義諸国の失業問題を考える

著しく減少した結果、労働者階級の中核となっ てきた、いわゆる「中流階級」が没落した。そ れは、労働市場の二重構造といわれる状況の発 生ともつながっている。

⑤企業が新しい事業所を立地する際に、これ までと異なり、都心部のスラム街や北部の失業 多発地帯など、労働組合の弱い地域を選定し投 資する傾向が強まったことである。それは労働 市場の攪乱や地域的アンバランスを強め、労働 組合による新規労働力の組織化を困難にしてい る。

⑥これまで離職労働者にしばしば避難所を提供してきた、伝統的な家族経営の分野に、大企業が進出し市場を剝奪していることも、失業情勢を悪化させる一因となっている。

⑦失業増大の過程は、雇用条件や賃金の多様 化と不可分であったが、それは政府の労働政策 によって推進され補強された。雇用保障の権利 剝奪、労働市場への介入による「弾力性」導入、 規制緩和、労働組合規制の強化、最低賃金制の 廃止、失業青年の訓練手当を活用した低賃金の 普及、パートタイム労働や自営労働の奨励、労 働刺激的な税制改革、さらにいわゆる EC 社会憲 章の否認などの一連の政策は、労働市場再編の 大きな力となった。保守党政権の労働政策は、 雇主を「不必要な」規制から解放して「企業文 化」の支配拡張を許すとともに、「失業者を働か せることで失業の費用は失業者自身に払わせる ことを可能にした」と言われている。

以上のように、労働組合の強力な影響のもと に組織されてきたイギリスの労働市場は、ほと んど完全に過去のものにされようとしている状 況である。

(2) 社会的弱者への打撃

労働市場のこうした大転換は、失業問題のう えにも大きな影を落とさずにはおかない。それ はまず、高齢労働者、青年、女性(とくに単身 の母親)、移民、黒人、少数民族などの社会的弱 者のうえに、失業の打撃を集中させ、これらの 人々から求職活動をする意欲さえ奪ってしまう ようになっている。たとえば1991年の数字だが、 高校卒の若者のうち、20%が青年失業対策事業 で就労し、11%がまったく何の社会的給付もな しに失業しているという現実が、青年たちを襲 っている(第2図)。また、人員整理に際して は、勤続年数の短い者から解雇し、あるいは常 用労働者よりもパート労働者を先に解雇すると いう解雇序列がイギリスでも慣行となっている が、青年労働者や女性労働者は、頻繁な解雇の たびにより低賃金の不安定雇用に流しこまれる ことになり、かれらの一部を慢性的な失業から 這い上がれなくしている。サービス部門のパー トを中心に女性の雇用は拡大しているが、同時 に非現業労働者の失業は女性に集中している。 雇用情勢悪化のなかで採用差別が強まっている ことも重要で、最近の論議のなかでは、西イン ド系の黒人やアジア系の人々の失業率が白人に 比べ突出している実態が調査され、それが求人

第2図 イギリス青年の卒業後の進路(1991年)



-10 -

労働総研クォータリー№16 (94年秋季号)

求職のミスマッチや職業資格の欠如によるもの ではなく、採用・解雇の際の差別によるもので あることが明らかにされている。高齢者、単身 女性、移民など社会的弱者の多くは失業登録も しておらず、統計にもあらわれない潜在的慢性 的失業者となっている。

(3) 新しい失業の諸特徴

しかし、今日の失業は、さらに大規模に深く 広範な労働者・地域住民を襲っている。そこに は次のような諸特徴がみられる。

1つには、失業者の構成が労働者階級の構成 に近づいてきた、いいかえれば、労働者のほと んどあらゆる層が失業の経験をするようになっ てきた、ということである。従前の失業者は、 好景気のときには、高齢者、病弱者、未熟練労 働者等から構成され、不景気になると、青年と 半熟練労働者、さらには相当数の熟練労働者が これに加わる、という現れ方をしていた。失業 者の大多数は現業労働者であり、その過半は未 熟練および半熟練の一般労働者であった。それ が熟練労働者についても、さらにはホワイトカ ラー労働者についても、失業の経験をすること が珍しくなくなったのである。実際、90年代の 不況は、金融・サービスを中心に発展してきた 「豊かな南東部」に打撃を与え、25~35歳層の 失業を急増させた。それは、80年代の不況が主 として北・中部貧困地域の中高年産業労働者に 打撃を与えたのに比べ、非常に特徴的である。

この点で興味深いのは、EC がその失業対策を 展開するうえで最近採用している失業の5つの 形態分類である。それは、①循環的失業(不況 による失業や学卒者の失業)、②構造的失業(リ ストラや技術革新をテコとする「合理化」によ るもの)、③低賃金不安定雇用(パートタイマー や臨時的労働者など)、④滞在的失業(さきに見 た社会的弱者の慢性的失業)、⑤下層窮民(たと え完全雇用状態となっても、保護雇用や長期の 支援がなければ就労の困難な者)であるが、こ れは『資本論』における相対的過剰人口の形態 規定にほぼ対応するものであり、労働者階級全 体の失業問題の深刻化に対応することが、ヨー ロッパ規模の政策展開のなかでも必要になって いることを示している。

2つには、長期失業が激増するとともに、同 じ失業者のなかでも、長期失業者と短期失業者 との間に分岐が生じるようになったことである。 長期失業の内容をみると、①学卒者のほとんど すべてが、すぐには就職できない状況におちい っている、②成人男性熟練労働者の求人がなく なり、失業者の多くが相対的に熟練度の高い労 働者から構成されるようになった、③景気が回 復しても、長期失業は増大しつづけるようにな った、④長期失業は、特定地域(都心部の密集 地域や中部や北部の古い町)に集中し、景気回 復に参加できる恵まれた層と、社会の流れから 取り残される長期失業者とへの分裂が拡大され るようになった、といった特徴がみられる。青 年たちを見ていても、職を得ている青年と失業 青年の間には、生活様式の大きな違いが生じて いる。

3つには、しかし同時に、長期失業への不安 は、広範な労働者・住民にとってきわめて身近 なものとなっていることである。それは、chequered pattern (縞模様)の雇用とか sub-employment

(半雇用)とかいわれる就業形態が非常に広が ってきていることに、端的に示されている。つ まり、失業期間を縞模様のように間にはさみな がら、短期雇用、自己営業、失業対策訓練事業 などで働くという就業形態で、失業が職業生活 の通常の構成部分となっているような雇用であ り就業である。70年代には、この形態はもっぱ ら不熟練労働者に見られるものであったが、80

— 11 —

発達した資本主義諸国の失業問題を考える

年代にはもっと広範な労働者についての日常現 象となってきた。フルタイム労働とパート労働 と失業の間を行きつ戻りつしている労働者の方 が、労働者のなかの多数派になってきたわけで ある。労働者たちはいきなり長期失業者となる のではなく、こうした「半雇用」を繰り返しな がら、長期失業へと沈澱していく。一般に、地 域における失業水準が高ければ高いほど、仕事 と仕事の間の失業期間が長くなり、より短期間 に長期失業におちいる比率が高くなることが確 認されている。失業多発地帯ほど縞模様の縞が 太くなるわけである。いずれにせよ、長期失業 者の周囲には、こうした膨大なその予備軍がと りまいている。

最後に、地域社会まるごとの長期失業、cummunity としての失業という問題がある。長期失 業の滞留は、所得格差の拡大、妻をはじめ家族 に対する過酷な精神的負荷、若者の養育期間の 延長による家族形成の歪み、などをもたらして いるが、それがさらにすすんで、過去10年以上 にもわたって両親が働いたことがないという世 帯から、次世代の子供たちが育つという事態が 生まれ、深刻な諸問題を生み出している。地方 自治体の低家賃住宅に住み、労働市場から切り 離され、働いたことがない住民を多くかかえる 地域社会が、いたるところに出現している。生 まれた時から、長年にわたってこうした地域で 生活している人々にとって、長期失業以外の生 活は考えられなくなっているし、家族、地域社 会、さらには人格の破綻や崩壊の進行について も自覚がなくなっている。最近議論が盛んにな っている、いわゆる underclass (下層窮民)の 形成である。こうした貧困地域社会の住民は、 従来さまざまな ethnic minority (少数民族住民 グループ)から構成されていることが多かった のだが、その構成員にもさまざまな階層からの 参入がみられるようになっている(以上の失業 の諸特徴に関する文献としては、特に Combating Long-Term Unemployment, 1989. および Poor Work, 1991. From Protest to Acquiescence?, 1991. が参考になる)。

(4) 加重される失業の重荷

ここでは詳論できないが、失業問題のもつ現 実の重さを把握するうえでは、ホームレスの問 題や社会保障・社会福祉の切り捨てにも目をむ ける必要がある。ごく普通の市民が所得不足か ら住宅を失ってしまうホームレスについていえ ば、その激増ぶりは驚くべきものである。1991 年には、住宅ローン世帯の1%にあたる75,540 家族204.000人が持ち家を失っている。毎日207 家族、およそ一つの通りに一軒の割合でマイホ ームから追い出されてしまう人々がいるという ことである。これは1980年の22倍という水準で ある。また、同年の借家で家賃を滞納している 世帯数も大変多く、1年以上滞納が約9万2千、 6 ケ月~1 年が約18万4千、そして6 ケ月未満 は統計にないもののおよそ100万世帯と言われて いた。あるいはまた、次々とすすめられる国民 保健サービス (NHS) の解体・切り捨てをはじ めとする福祉政策の劣悪化が、いかに失業者の 苦境を倍加し、さらには失業そのもの生み出す 要因となっているかについても、多くの指摘し なければならないことがある。

以上に見てきた状況は、日本の最近の状況と もかなり共通するものがあると思う。以上のイ ギリスの状況はジャパナイゼーション(日本化) をテコに作り出されてきた側面があるので、あ る意味では当然かもしれない。いずれにせよ、 今日、人々の生活は、雇用によっても社会福祉 によっても保障されなくなっている。多面的な 貧困は、人々の市場と公的サービスに対する無 力化と窮民化をひきおこしている。他方では、

労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

大企業による大々的なリストラと新技術導入が、 ケタ違いの雇用削減と地域社会収奪を引き起こ している。私たちは、量的にも従前とは異なる 失業と貧困を前にしているのである。

4. 失業の原因と展望

さて、私たちにとっての関心事は、日本の失 業問題が以上に見たイギリスのような深刻なも のへと発展していくことになるのかどうか、と いうことである。筆者は、現状からすると、そ の可能性を否定できないと思う。冒頭に見たよ うに、最近の日本の雇用・失業情勢のなかにそ れに共通する諸特徴が顔を見せはじめた、とい う理由からばかりではない。イギリスで深刻な 失業問題を生み出してきた社会経済的枠組みと、 今日の日本におけるそれとが、基本的に同じも のだからである。

今から10年余り前になるが、イギリスで失業 情勢の本格的悪化が始まった頃に、貧困問題の 研究家として国際的にも著名なピーター・タウ ンゼントは要旨次のように述べていた。

『今日のイギリスの失業問題は、国際的な枠組 みのなかで起きていることである。サッチャー が政権をとってまず行ったのが為替自由化であ ったことに象徴されるように、国際的な経済構 造は大きく変化している。その変化は、国内で は雇用の階層構造や形態を変えるような企業の 集中合併をうながし、国際的には生産の再組織 をうながすものとなっている。この両者が失業 を多発させているのである。従来の国際的分業 はいまやすっかり過去のものとなった。生産は 労働力の安い貧しい国々で行われるようになり、 そこでは、熟練労働によって担われてきた生産 工程がごく短期間の訓練をうけただけの労働者 によって遂行される単純作業工程にとってかえ られ、大きな利益が引き出されている。たとえ ば早くも1975年には、西ドイツ製造業の海外子 会社で働く労働者は、本国労働者の20%にもの ぼるようになった。運輸・通信の改善や経営・ 業務の国際化も生産の国際的展開に大きな役割 を果たしている。こうして工業諸国は、構造的 失業の高さ、資本投資の減少、財政破綻によっ て特徴づけられる危機にますます落ち込んでい る。

しかし、これは何を意味するのだろうか、多 くの多国籍企業はけっして困窮に陥ってはいな い。それどころ、ほとんどの大企業の年次報告 が示しているように、かれらは世界不況の年で さえも利益をあげている。本国で投資、生産能 力、雇用が縮小しているときに、海外では拡張 をつづけている。一見矛盾したように見えるが、 こうしたことが本国と海外の何百万という人々 の犠牲のうえにおきているのである。

工業諸国では、生産が低迷し、短時間就業や 大量解雇や乱暴な労働異動が横行している。多 くの労働者が、仕事を失うだけでなく職業資格 や熟練をも失ってきており、未熟練または半熟 練労働者として低賃金で働くことを余儀なくさ れている。青年たちの一部は、政府によって組 織され補助されている屈辱的な臨時雇用に就業 しなければならなくなっている。国は、失業者 とその家族を支えるための支出を増やさなけれ ばならないだけでなく、補助金、融資、減税を つうじて、新たに形成されつつある産業や一部 の民間企業にも支援をしなければならなくなっ ている。しかし同時に、国の実収入は、高失業 が個人からの税収も間接税も減少させているこ とや、課税することが困難なほどの経営危機に おちいっている企業がかなりあることから、目 減りしてきた。その結果、長年続いてきた公共 支出を打ち切る措置がとられ、それがまた失業 者はもちろん貧困な住民グループに打撃をあた

発達した資本主義諸国の失業問題を考える

えることになってきた。政府は、経済の活動や 運営のなかにビルトインされている社会的偏見 や差別を、むしろ助長するように行動してきた。 経済不況の負担は、国民によって広く分担され るのではなく、主に勤労者や失業貧民によって 担われてきたのである。

途上国には、ILOの大雑把な推計によって も、工業諸国よりもさらに多くの失業者や不安 定雇用者がいる。多国籍企業の活動や国際金融 機関の政策は、農村地域で生活の糧をえること のできない人々を増やすと同時に、「近代的」な 都市部ではあてもなく求職する人々を増やして いる。多くの国々で都市スラムが急速にふえて いるが、その住民に十分な就職口を提供するだ けの力は、とてもそれらの国々にはない。スラ ムの人々は、考えられるかぎり最悪の低賃金労 働力の供給源となっている。しかし、不均等な 工業化と輸出産業への特化のために、吸収され ないでいる現地労働力は高い割合を占める。工 業化は断片的なものにとどまっている。工業化 が完成したとか確実に根をおろしたとか言える 途上国はほとんどない。多くの工業原材料は輸 入に頼っている。生産工程は極度に専門化され ている。そして製品および半製品は輸出されて いる。現地経済との結び付きは比較的弱いので ある。資本・財貨の輸入や機械設備の保守の点 での、母国その他の国への依存は、失業、貧困、 低賃金搾取とのたたかいを困難にしている(The Workless State, 1980.) .

少し長くなったが、さすがに、今日の失業の 本質をついた見事な分析である。しかし、ここ に述べられていることは、まさに今日の日本で、 あるいは日本をとりまく国際社会で現に進行し ていることではないだろうか。日本の今日の失 業を問題とする際には、タウンゼントの分析に 加えて、「コンドラチェフ循環の下降期」と評さ れる構造不況の世界的な持続、あらゆる産業を まきこむ ME 関連技術の発展とその広範な活 用、リーン生産方式として有名になった日本的 経営の世界的影響、規制緩和をテコに推進され る自由経済圏づくりと経済ブロック化、そうし たなかでの日本の成長路線の破綻、等の重大な 影響について分析する必要があると思うが、こ れらはいずれも、全体として構造的失業の形成 をいっそう大規模化し加速させる条件となって いる。しかも日本の場合には、リストラ戦略の 展開や海外進出がヨーロッパに比べはるかに短 期集中的であり、また失業者に対する生活保障 は、はるかに貧弱である。こうした条件のもと で、多国籍企業の今日的蓄積方式=リストラ戦 略の展開が、現状のように傍若無人に日本を席 捲するかぎり、慢性的な長期失業問題の激化と 社会不安の増大は避けられないのではないかと 思う。

しかし、それでは、困難を打開し問題を改善 する可能性はないのだろうか。適切な政策や対 策は考えられないのだろうか。この問題につい ては、すでに紙数もオーバーしているので別の 機会を得たいと思うが、一つだけ想起しておき たいのは、すでに見た先進諸国間のかなり大き な失業水準の格差である。困難ななかでもスウ ェーデンのように失業水準と長期失業を比較的 低く抑えている国もあるわけである。このよう な格差が何によって生じるのかについて、1986 年にテルボーンたちが行った、先進16カ国につ いての比較調査がある(G. Therborn: Why are some people unemployed than others?,1986). それは詳細な国際的時系列的比較研究を通じて、 経済的要因(成長率、インフレ率、労働力供給、 輸出依存度、労働コストなど)のみによっては 国際的な失業率の違いをほとんど説明すること

労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

ができない、という結論を出している。そして、 労働市場や社会的再配分のあり方を規定する社 会経済政策のあり方が大きな影響力をもってい ること、また、完全雇用の意識が社会の文化や 政治制度のなかに深く浸透している社会では失 業率が高く現れる傾向のあること、を指摘し示 唆している。経済的条件の違いが影響力をもた ないとか重要でないというのではないのだが、 経済主義的な決定論の誤り、雇用失業情勢を左 右する社会的政治的要因の重要性を明らかにし た点で、非常に興味深い調査研究だと思う。筆 者なりにこの調査結果を読み換えれば、多国籍 企業の行動を民主的に規制し、長期失業者に雇 用を保障する公的政策が展開されるならば、失 業問題は大きく改善されていくにちがいない、 ということになる。実をいえば、そうした方向 での政策的努力が、ヨーロッパでも始まってい るのである。

(常任理事・日本福祉大学教授)

— バックナンバーの紹介(各1000円、送料240円)-

第13号(1994年冬季号) 第10号(1993年春季号) 国境なきヨーロッパ資本主義のパラドクス NAFTAと軍民転換に揺れるアメリカ 中本 悟 佐々木建 特集 激化する国際失業と日本の労働者 鼎談 今日の世界と日本経済の動向をどう見るか 第14号(1994年春季号) 社会保障をどうしようというのか 小川政亮 第11号(1993年夏季号) 国際的視野から見た今日の政治状況 増島 宏 特集 家族・保育政策 — 国際家族年と労働者 特集 東アジア経済と日本の労働者 階級 第15号(1994年夏季号) 第12号(1993年秋季号) 現代の労働者階級の状態 江口英一 特集 日本独占資本の改革ビジョンとその批判 特集 ホワイトカラーと今日の雇用調整 (第15号より1250円) 各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。バックナンバーの申し込み、および定期購 読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。

特集/社会保障の今日的課題

国民生活の危機と社会保障「改革」

浜岡 政好

はじめに

現在、社会保障制度の大転換が「改革」の名 の下に進められている。それは所得保障、医療 保障、高齢者福祉や児童福祉等の社会福祉など 社会保障制度のすべての分野にわたって行われ ているだけでなく、制度の原理的な見直しが図 られていることが大きな特徴となっている。こ の時期になぜ社会保障の全面的「改革」なのか。 国民向けのもっともらしい理由としては高齢社 会への対応を掲げてはいるが、行われようとし ている「改革」の中身は高齢社会への対応とは 程遠く、逆に国民生活の危機を一層促進するも のである。

進行中の社会保障制度の大転換、大改悪を読 み解いていくには、それを90年代における日本 資本主義の危機とその大企業中心の打開のシナ リオに重ね合わせてみることが必要である。し たがって小稿では今日の国民生活の危機の状況 を分析するとともに、現在のいわゆる社会保障 「改革」が国民生活を一層危機に追い込むこと を、昨年来強行されてきている「政治改革」や 「経済改革」、そして「財政改革」など大企業本 位の政治・経済・社会システムの再編成との関 連で分析することにする。

1. 経済的危機と国民生活の貧困化

2年以上にもわたる長期不況の下で国民生活 の危機は一層深刻化してきている。現下の経済 危機は通常の景気循環における不況局面という だけでなく、多国籍企業化した大企業が国内の 社会経済システムを「国際企業の時代」にあわ せてリストラ・再編する過程における問題の発 現という側面を強くもっている。国内需要を賄 うには過大な生産力を輸出にふりむけるという これまでの「『追いつき追い越せ』型の日本型経 済システム」(平岩リポート)が貿易摩擦を激化 させ、円高を高進させるなかで、その危機突破 の方向を一層の多国籍企業化 (産業の空洞化) と規制緩和に見いだそうとしているい。この大企 業本位の危機対策は、結局のところ大企業の経 済活動の国際的・国内的な障害や制約を除去し、 蓄積条件を再構築するために経済的・社会的条 件を整備するということである。

そして ODA など国際社会での摩擦緩和対策の 費用の増大や国内市場の拡大のための新型公共 投資など「日本型経済システム」のリストラ・ 再編のために必要となる膨大な財政需要への対 応が「財政改革」(消費税率のアップ)というわ けである。また発展途上国の低賃金を利用した 多国籍企業の経済活動に対抗するという名目で 国民の生活水準の引き下げが企図される。社会 的規制の弾力化と社会保障制度の改悪はこのた めの不可欠な要素なのである。このように経済 危機打開の大企業本位のシナリオは国民生活の 危機をさらに悪化させてきているのである。

①高失業と過重労働の同時進行

こうした経済危機の国民生活への影響をまず 雇用・失業からみてみよう。『94年版労働白書』 によると、93年の完全失業者数は166万人、前年 より24万人増え、また完全失業率も2.5%と前年 より0.3ポイント上昇し、いずれも第1次石油危 機直後の1975年以来の「大幅な増加」となって いる。94年に入っても雇用・失業は一段と悪化 しつつある。94年3月の完全失業者数は208万人 と初めて200万人台を超え、失業率も2.9%と過 去最高の水準に迫りつつある。有効求人倍率も 低下しつづけ94年6月には0.63倍と、87年の円 高不況以来の低水準となっている。

とはいえこうした「労働力調査」や職安統計 にあらわれた失業はまだ厳しい現実の一部しか 反映していない。これらが表示しているのは若 年層を中心とする過剰人口の流動部分である。 ナポリ・サミットの経済宣言でもとりあげられ ているような、「雇用創出」を名目にして先進資 本主義国における労働諸条件の切り下げが行わ れ、他方でこうした「労働市場の弾力化」とあ わせて社会保障給付の切り下げなどが進行すれ ば、派遣労働やパートタイム労働等の不安定就 労や低賃金労働が拡大することになる。そうす れば日本のように見せかけの失業率(完全失業 率)は確かに低くなるだろう。

これは失業問題の解決ではなく隠蔽化である。 つまり、今日の失業の特徴は、その中心部分が 「完全失業」のような目に見える「短期的流動 的失業」ではなく、かつて「不完全就業」とか 「半失業」などと呼ばれた、通常以下の低賃金・

労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

悪労働条件での就業に実質的失業の形態に変わ ってきているのである。また非労働力人口とし て潜在化させられている場合もある。「就業構造 基本調査」(92年)のデータを用いて、低賃金・ 不安定就業を含めた失業の総体を測定してみる と、まず無業者で就業を希望している者は954万 人、うち求職活動をしている者383万人である。 またパートタイマー、アルバイト、嘱託、派遣 社員などの不安定就業者の総数は1053万人とな っている。さらに正規従業員のなかの低賃金労 働者(年間所得100万円未満)が65万人いる。

これらの失業者・不安定就業者の総合計は2072 万人にも達する。もちろんこのすべてが求職活 動をしているわけではないから「完全失業者」 ということにはならないが、前記「労働力調査」 の「完全失業者」数がいかに失業状況を過小に しか表示していないかがわかる。今後、リスト ラ「合理化」や生産拠点の海外移転がさらに進 めば、失業問題の一層の深刻化は避けられない。 この点について大企業サイドの姿勢は明確であ る。円高に対応するためにリストラと規制緩和 を断固推進するというものである。例えば、新 日鉄の今井敬社長は規制緩和によって「生産性 の劣った企業や公的部門の整理・淘汰」が行わ れ、「雇用問題が顕在化することは避けられな い。現実に相当数の失業が発生し、社会的混乱 が生じる事態も予測される」が、「展望の持てる 痛みの方を選択すべき」とする。(『朝日新聞』 94年7月31日)

勤労国民の「痛み」は失業だけではない。徹 底したリストラ「合理化」は排除をまぬがれた 労働者の側での過重労働を一段と強めている。 一方で生産調整による一時帰休まで行いながら、 他方では「余剰人員」を他工場や他企業へ応援・ 出向させるために労働密度が以前にも増して強 まっている。JMIU日産の「連合」組合員対象の

-17 -

特集・社会保障の今日的課題

調査では、「仕事が以前よりきつくなった」が51 %、その理由は「仕事範囲の拡大」と「人員の 減少」となっている。また FA 化や ME 化がさ らに強化され、「長時間・過密・高緊張・強制」 といわれる非人間的な状況が進んでいると伝え られている²⁾。かくして高失業と併存して不況下 でも過労死が多発する状況が生まれているので ある。(「過労死110番」)

②生活の困窮化と家族の危機

勤労国民の状態悪化は生活場面にも色濃く現 れている。高支出型生活様式の下で賃金抑制が 行われた結果、生活困難が強まっている。「賃金 構造基本統計調査」によれば、93年の平均賃金 は前年比2.1%増の28万1100円(38.7歳)、この 上昇率は統計開始以来最低の伸びになっている。 また「毎月勤労統計調査」(速報)でも、93年度 1人当たり実質賃金(30人以上規模企業)は、 前年比0.1%減になっており、80年度以来13年ぶ りにマイナスになっている。現金給与総額は 401,294円、前年比1.0%増で、これも70年度以 降最低の伸びになっている。このような実質賃 金の伸びの停滞または減退にくわえて、今年に なって公共料金が続々と値上げされた。

93年の総務庁「家計調査」(速報)によれば、 こうしたなかで勤労者世帯の家計状態はまさに 火の車になっている。勤労者世帯の実収入は世 帯主の臨時収入・ボーナスや妻の収入が実質減 となったために、実質0.1%の微増にとどまり、 1981年以来の低い伸びとなっている。このよう な家計収入の実質的減少は消費の抑制をもたら している。1カ月の平均消費支出は355,276円 で、実質前年比0.4%減となった。この実質マイ ナスは1980年以来13年ぶりでのことである。税・ 社会保険料など非消費支出の1カ月平均92,390 円と消費支出あわせた実支出は477,666円となっ ている。この他にも待ったなしの支出がある。 実支出以外の支出のなかに含まれている多様な 借金の返済である。住宅ローンの返済(28,103 円)、他の借金返済(5,644円)、月賦払い(9,569 円)、掛買払い(11,495円)などの合計は54,811 円になる。

これらのすべてを合わせると502,477円にな る。これが勤労者世帯が毎月どうしても支出し なければならない金額である。これに対して夫 の勤め先からの定期収入は364,427円である。し たがって家計構造上からも臨時収入等や妻の収 入が不可欠になっており、この部分の収入減が 消費支出にすぐはねかえることになる。また実 支出が伸びていないにもかかわらず、消費性向 は83年以降ずっと低下傾向にある。消費を抑制 して借金の返済や貯蓄にまわしているのである。

とはいえ消費の抑制によってもカバーできな い家計支出は借金でということになる。93年の 貯蓄動向調査によると、93年末の勤労者世帯の 負債残高は359万円と前年比15.5%の大幅増とな っている。これにあわせて消費者信用の破綻は 空前の規模になっている。最高裁事務総局のま とめでは、92年の個人破産申立件数は4万3144 件に達し、これまでの最高になっている。ちな みに90年の破産申立件数は2万3288件であった。 このほかに破産予備軍(支払い不能者)が100万 人以上いるともいわれており、今日の生活危機 が切迫した状況になっていることを示している。

このような勤労者家族の経済的困難はまた生 活単位としての家族の危機を一段と深刻化させ ている。93年の「国民生活基礎調査」によれば、 世帯の規模は2.96人とさらに縮小し、世帯形態 では高齢「単独世帯」や中高年の「夫婦のみ世 帯」が増加している。また「児童のいる世帯」 は34.9%で前年より41万世帯も減少しており、 少子化傾向が依然として進行している。ライフ ステージの初期(子育て期)と晩期(高齢期)

— 18 —

に過大な生活課題を担わざるをえない小さな核 家族に対する社会的な支援策が十分に整えられ ていない中で、子育て危機、介護危機として家 族問題が噴出している³⁾。なかでも高齢期の生活 不安が極めて強くなっている。これは単に高齢 期だけの生活不安ではなく、高齢期を含む全生 涯周期の生活不安と重なっている。

高齢期の生活問題に関しては、この間の社会 保障「改革」において事実と異なる高齢期生活 像がふりまかれ、それが根拠となって制度改悪 が合理化されてきているので、高齢期生活の実 相について若干ふれておくことにする。この年 3月に出された「21世紀福祉ビジョン」でも豊 かな高齢期生活像が大前提に据えられている。 確かに「全国消費実態調査」(89年)の高齢夫婦 世帯のように年収557万円(有業者あり)という 相対的に「豊かな」高齢期生活が存在するのは 事実である。しかし、高齢夫婦世帯が高齢者世 帯の約半分しか占めていないだけでなく、こう した有業者のいる高齢者世帯はそのなかのさら に恵まれた一部の層である。ちなみに同じ89年 の「国民生活基礎調査」の高齢者世帯の平均年 収は275万円となっている。

高齢期生活は全体に現役時代よりも生活水準 が低下するだけでなく、現役時代の生活格差が さらに増幅して現れる。老後生活を支える中心 的役割を担っている公的年金についても制度間 で格差があるだけでなく、現実の受給額はおし なべて低額である。例えば、受給年金の年額60 万円未満が男性で32%、女性では64%にも達し ている。また高齢者世帯の所得分布に生活保護 基準を当てはめてみれば、高齢者世帯の約35% が生活保護基準以下になるという試算もある⁴⁾。 このように高齢期生活がまさに貧困状態にある というだけでなく、これまで数多く実施された 高齢者生活実態調査が示しているのは、大多数 一労働総研クオータリーNo.16(94年秋季号)の高齢者世帯では経済的困窮と要介護状態がま

さにつながっているという事実である。こうし た事実こそ社会保障の真の改革の土台に据えら れるべきである。

社会保障「改革」の展開と 社会保障の危機

①「臨調行革」下の社会保障「改革」の特徴

このような国民生活の危機の深まりに対して、 社会保障は国民の生活困難を防ぐという本来の 役割を十分に発揮しているであろうか。生活危 機の深刻化にもかかわらず、80年代の「臨調行 革」以来現在まで、社会保障「改革」の名の下 に一貫してその抑制と縮小が強行されてきた。 80年代の社会保障「改革」の論拠として持ち出 されたのは、「財政危機」論、「高齢化社会危機」 論、「豊かな社会」論、「市場万能」論などであ った。この場合に最も前面に出されたのは第1 次石油ショック以降の膨大な財政赤字の削減問 題であった。そしてこの問題への自民党政府や 財界の処方箋として、増税などによる負担の勤 労国民への転嫁、財政コストのかかる公共サー ビスや公的負担の縮小などが打ち出された。

他方で、「豊かな個人」・「豊かな社会」論は国 民の負担能力や社会保障の後退に耐えうること の論拠とされた。しかし、これを裏付ける客観 的データなどはほとんどなく、唯一持ち出され たのが例の「中流意識」の肥大論である。した がって第二臨調のスローガンしての「自立・自 助」や「互助・連帯」は生活実態がそうである というよりも、そうすべきという道徳性を帯び ていた。また「財政危機」論が緊急避難的であ ったとすれば、「高齢化社会危機」論の方は予防 的な提起として社会保障政策の転換を合理化す る役割を担った。これに公的施策を敵視する「市 場万能」論がセットになって「臨調行革」下の

特集・社会保障の今日的課題

社会保障「改革」が推進されたのである。

こうした80年代の社会保障「改革」は、当面 する「財政危機」の解決が中心に据えられてい たこともあって、政府の社会保障への財政支出 を削減するとともに、老人医療の無料化廃止、 健康保険制度の改悪、公的年金の保険料の引上 げや給付の低下、福祉施設等での「受益者負担」 強化など公共的なサービスの受け手に対する負 担増などに重点がおかれた。その結果、勤労者 生活においては強要された自助に対応するなか で「過労死」の多発や「福祉が人を殺すとき」 という状況が生み出された。勤労国民に対して は自立・自助と負担増を、大企業には至れり尽 くせりの保護をという80年代の「臨調行革」型 政策は、大企業の競争力を急速に強化して、多 国籍企業化する一方、国民生活の惨めさを一層 際立たせた。そして「企業富み、民貧し」とい う批判を広範に引き起こした。

②90年代社会保障「改革」の方向性

80年代の社会保障「改革」がどちらかといえ ば、眼前の財政危機を突破口にして緊急避難的 に強行されたとすれば、90年代の社会保障「改 革」はもう少し長期戦略的に構想され、展開さ れている。それは80年代を通じて多国籍企業化 してきた日本の大企業が、そのような世界的な 位置のうえに多国籍企業国家、すなわち「経済 大国」として、国内の社会・経済体制を再編し ようとしており、社会保障もその一環としてリ ストラの対象にされているということである。 90年代に入ると「ゴールドプラン」など高齢者 の介護問題を中心とした社会福祉政策が前面に 出てきており、高齢者福祉の整備の面で従来よ り一定の改善がみられることも確かである。

しかし、多国籍企業化した大企業の立場から 政策体系全般にわたって経済合理性が徹底して 追求されており、政策理念として戦後一貫して 掲げられてきた「福祉国家」像は完全に廃棄さ れている。社会保障が生活論や権利論のうえに 構築されるのではなく、理念的にも完全に経済 政策に従属するものとして位置づけられてきて いる。この点が90年代の社会保障「改革」のイ デオロギーの大きな特徴である。例えば、高齢 者介護等は「特に公的に行わず各家庭の自助努 力にまかせるという選択も考えられよう。…し かし、この場合、介護が必要な者の多くが病院 に長期入院という形で出てくることが考えられ、 コスト的にはかえって高くなるということも考 えられる」(厚生大臣官房政策課長 横田吉男) というように、高齢者福祉等の拡充も医療費の 抑制との関連で位置づけられているのである⁵⁰。

そしてこうした社会保障「改革」の前提とな っているのが、21世紀に向けた大企業サイドの 90年代戦略としての「生活大国五カ年計画」(92 年6月)である。これはタイトルの「生活大国」 からくるイメージとは正反対に多国籍企業化し てきた日本の大企業体制の生き残り戦略である。 計画が目指しているのは、21世紀における「活 力ある産業社会」の維持とそのための社会経済 の再構築である。そのために規制緩和などによ る「市場メカニズムの活性化」を通じて、国内 の非製造業部門や農林水産業などをリストラし、 多国籍企業化した大企業の経済活動に適合的な 社会経済的条件を整備しようとしている。した がって90年代の社会保障「改革」はこのような 大企業体制存続の諸課題との関連で行われてい るのである。

この計画のなかで社会保障は生活関連社会資本の整備や国際貢献とならんで財政運営の重点施策にあげられてはいるが、他の2つの施策が拡充の方向で位置づけられているのに対して、社会保障は「給付と負担の適正化・公平化等制度の見直し、効率化をすすめる」と抑制の方向

労働総研クォータリーNo16 (94 年秋季号)

が示唆されている。既に見てきたように勤労国 民の失業や生活の困窮化が進行し、家族の自助 力が減退して高齢期不安が未曾有に高まってい る時期に、社会保障の大幅な後退を国民にいか に受容させるか、これが社会保障「改革」のイ デオロギーに与えられた役割なのである。しか も、注視しなければならないのは、単に社会保 障の大後退を受容させるだけではなく、他方で まさにその社会保障を口実にして消費税の大増 税や社会保障の負担増を強行しようとしている ことである。

とはいえ、このような社会保障の大規模なリ ストラは、これまでの社会保障に対する考え方 と原理的に矛盾せざるをえない。「臨調行革」下 の社会保障の後退はまだしも財政赤字による一 時的な緊急避難という姿勢で対処することもで きた。しかし、それでも社会保障の後退は憲法 の生存権保障の精神にもとるものとして国民の 厳しい批判にさらされた。したがって90年代に おいて「経済大国」にふさわしい生活保障を要 求する国民の声に逆行して社会保障の後退を強 行するには、憲法の生存権に基づいて構築され てきた戦後の社会保障制度の原理的な転換を図 る必要が出てきたのである。93年2月の社会保 障制度審議会「社会保障将来像委員会第1次報 告-社会保障の理念等の見直しについて-」は、 まさにこうした要請に応えて出されてきたもの である。

この「第1次報告」は「社会保障の理念等の 見直しの必要性」として、社会経済環境の変化 によって労働力人口の減少や高齢化などが進展 するために、「社会保障財源上の制約」が今後強 まることをあげている。そしてこうした問題の 解決には、社会保障の理念を「みんなのために、 みんなでつくり、みんなで支えていくもの」と いうように転換させて、社会保障に必要な費用 を国民すべてで支える必要があると説く。これ は具体的に何を意味するのであろうか。一言で いえば、憲法の生存権保障に対する国家責任の 縮小であり、資本主義社会における生活問題に 対する資本家責任の免罪である。つまり社会保 障を原理的に共済のレベルに先祖帰りさせるも のである。

こうした原理的な転換はまずはじめに社会保 障財政の抑制という結論をたてて、そこから逆 に公的責任の縮小を導出している。つまり、「高 齢社会の到来による年金、医療、介護等の急速 な費用増大を考えるとき、社会保障制度の長期 安定を確保するためには、財政面での制約をも 考慮しつつ社会保障の守備範囲を再検討するこ とは避けられない」というわけである。このた め報告書は公の役割や責任を著しく貶価し、縮 小させた公私役割論を展開している。例えば、

「社会保障の費用について相応の負担」が基本 であるとか、「生活の維持・向上は国民各自に第 一次的責任」があるとか、「家族による世話を全 面的に公的責任に切り替えるのではなく、家族 による介護を公的に支援」するにとどめるなど という具合である⁶⁾。

社会保障制度審議会における社会保障の原理 的な見直し作業とならんで、この年3月末には 厚生大臣の私的諮問機関である高齢社会福祉ビ ジョン懇談会から「21世紀福祉ビジョン」が発 表された。このビジョンは93年12月に出された 経済改革研究会の報告(「平岩リポート」)とワ ン・セットになっており、規制緩和を主軸とす る「経済改革」の5つの政策の柱の一つとして 位置づけられている。結局、ビジョンが強調し ているのは、「高齢者が増えれば介護の費用が膨 らんでゆく」ということであり、「そういう将来 像を描いたうえで、租税負担の上昇は避けられ ない」ということである。つまり、ビジョンは

-21 -

特集・社会保障の今日的課題

「税制改革」(消費税率の大幅アップ)の待ちに 待った口実を提供したのである。

この「福祉ビジョン」の掲げる政策が高齢期 生活や子育ての不安を決して解消するものでな いことは、「新ゴールドプラン」の水準や子育て 支援の中身からみてとることができるし、既に このビジョンが織り込みずみとしている公的年 金や健康保険の改悪の内容からも推察すること ができる。予想されたようにビジョンは社会保 障の全般的な後退と大幅の負担増を合理化する 煙幕として活用されるしかないように思われ る⁷⁾。

だが、このような社会保障「改革」はその先 にどのような勤労国民の状態を作りだすことに なるのだろうか。「改革」によってもたらされる 社会保障の大幅な後退は大企業にとっては租税 などの財政的負担を軽減させるだけでなく、公 共的財源を大企業本位で活用する余地を大きく し、また生活不安が増大させる勤労者の預貯金 などが金融機関や国家を経由して大量に企業の 活動資金として流入することになる。加えて社 会保障の給付水準の低下や負担の増大は、高齢 者や女性などを低賃金の不安定就業者として労 働市場へと誘引する。これは多国籍企業化した 大企業にとってはきわめて都合のよいシナリオ であるが、勤労国民にとっては逆に生活困難を 一層増幅させることになる。とりわけ自立度の 低い幼少期、高齢期に矛盾が集中し、子育て困 難や介護危機が深刻化する。

おわりに

このように社会保障「改革」は勤労国民にと ってまさに社会保障の危機以外の何ものでもな い。勤労国民の生活危機が進行し、社会保障の 役割が一段と大きくなる時期に、肝心の社会保 障の縮小・解体が進められているのである。そ してこの間の「政治改革」や「経済改革」、「税 制改革」などの推移が示していることは、90年 代社会保障「改革」が単に社会保障領域に限定 した制度改悪ではないということである。現在 進められているのは戦後の憲法体制そのものの リストラであり、平和と民主主義の全面的な再 編の一環としての社会保障「改革」であるとい うことである。

この点について大企業体制維持の側の姿勢は 明確であり、断固としている。小選挙区制、消 費税率アップ、規制緩和、健康保険法改悪など 一連の諸「改革」の進め方がそれを象徴してい る。少々の国民の反対は無視して強行する、こ れが「改革」のやり方である。このことに関し ては政党レベルでは日本共産党を除いて親小沢 グループも反小沢グループも全く差がない。競 ってリストラ政策(前記の経済改革研究会の中 間報告は、福祉も聖域にしないことを明言して いる)を促進してきている。また高級官僚が「時 には国民の方々に対しても困難な問題について もご理解をいただかなければならない」(井手厚 生大臣に対する古川厚生事務次官の歓迎の辞) などと広言する状況もある。このように社会保 障をめぐる政治状況は「臨調行革」時のそれ以 上に厳しいことを直視しておく必要がある。

しかし、こうした大企業本位の社会・経済「改 革」は国民生活の危機をさらに促進し、大多数 の国民との間の矛盾も強めざるをえない。しか も、この多国籍企業化に向けた大企業強化戦略 によっても経済的な危機の打開は困難であろう。 今日の危機の中心は大企業が突出して富を一方 的に蓄積するシステムにこそあるからである。 その大企業の社会経済的な力を一層強化しよう という「改革」の処方箋は、もし成功したとし ても、それ自身が問題の解決をさらに難しくす ることになる。むしろ、今、必要なことは社会・

-22 -

労働総研クォータリーNo.16(94年秋季号)

経済政策のベクトルを国民生活優先の方向に大 転換させることである。

このことについて内橋克人氏などの、90年代 不況を異常に長引かせているのは、家計から企 業への「絶えざる所得移転」による「足腰の弱 い消費市場」に問題があり、したがって不況か らの脱却には従来のような所得移転のシステム を是正し、勤労者を豊かにさせる社会システム の構築こそ不可欠であるという主張には説得力 がある⁸⁾。

つまり社会保障の拡充が経済を危機に陥れる のではなく、勤労者の生活不安を解消し、生活 状態の改善につながる社会保障の拡充や住宅、 教育、医療、交通・通信、文化など生活型の社 会基盤の整備こそが「活力ある経済の維持」を 可能にするのである。したがって、現在進めら れている社会保障「改革」に反対するとともに、 勤労者生活の実態と憲法の生存権保障の理念を ふまえた社会保障の拡充・発展の中身を具体化 することが重要な課題になっている。 (注)

- 経済改革研究会の報告については、日刊工業新聞特別取 材班編『平岩リポート 世界に示す日本の進路』、にっ かん書房、1994年が詳しい。社会・経済のリストラ戦略 の概要が把握できる。
- 2)これらの実態に関しては、『労働運動』94年8月号、特 集「現代の貧困化と労働者階級」の「職場からの報告」 を参照のこと。
- 3)子育てや介護など生活周期上の生活課題や生活問題については、拙稿「ライフサイクル上の生活諸課題と生活支援サービスの可能性」でとりあげている。
- 4) 全労連・建設一般・雇用失業政策研究会「今日の失業の 性格に関する調査研究と提言」、『賃金と社会保障』94. 3合併号、19~26頁参照。
- 5) 横田吉男「今後の社会保障の課題」、『週刊 社会保障』 94年8月8日・15日、No.1801。
- 6)「社会保障将来像委員会の第一次報告」については既に 「憲法理念の放棄と生活状態軽視の『社会保障』像」(中 央社会保障推進協議会『社会保障』93年4・5月合併号) という小論で批判的に検討した。
- 7)「21世紀福祉ビジョン」についても拙稿「消費者増税へ の道清める『福祉ビジョン』(『労働運動』94年7月号) でとりあげている。
- 8)内橋克人『破綻か再生か-日本経済への緊急提言』文芸 春秋社、1994年。

(常任理事・佛教大学教授)



高齢者福祉政策と公的介護保険構想

1. はじめに

介護対策が政策の重要な課題となってきてい る。3月末に出された厚生大臣の私的諮問機関・ 高齢社会福祉ビジョン懇談会の報告書「21世紀 福祉ビジョン」は、「いつでもどこでも受けられ る介護サービス」、「新しいゴールドプランの策 定」などを掲げた。これは4月以降の税制改革 論議のなかで消費税(大型間接税)税率引き上 げの理由づけとしてもちいられたため、介護費 用の財源対策という意味あいだけでは考えられ ない。他方でこれとは別に社会保険方式で介護 費用を調達するという「公的介護保険」構想が 登場してきている。

新連立与党の井出正一・厚生大臣は就任後の 記者会見で「厚生省としては、必ずしも介護保 険方式の導入を前提と考えているわけではない。 介護問題が年金・医療・福祉など社会保障全般 にわたる問題であることから、諸外国、とくに ドイツなどは導入されたが、そのような動向を 含め当面は幅広い観点から検討していきたい。 私自身も公的介護保険には大変関心があるが、 どのような問題点があるのか、果たして日本に 受け入れられるものなのかというところまでは 役所の内部でもまだ検討は進めていないので、 これから社会保障制度審議会の動向をみながら 幅広い検討を行っていきたいと思っている」と 述べている¹⁾。このように介護重視の政策が展開 されつつあるが、その財源問題については政府

内部でも十分調整がついていない状況である。

武田 宏

高齢化の進展とともに障害をもつ高齢者が増 えてゆくことは先進国に共通の事象であるが、 わが国の場合、急速な高齢化が進行した1980年 代には、臨調「行革」により社会保障・社会福 祉の抑制・削減が実施され、寝たきり、痴呆と いう障害高齢者への社会的対策が事実上放置さ れた。これには日本型福祉社会論・日本型家庭 基盤などというアナクロニズムの家族観にもと づいて政策がすすめられたことが大きい。小論 では90年代における介護政策を概括した後に、 介護費用財源として議論されつつある公的介護 保険構想について検討したい。

2. 介護問題をめぐる動向

1980年代の臨調「行革」のもとでの社会保障・ 社会福祉抑制政策により深刻となった介護問題 に対し、政府は1989年末に「高齢者保健福祉推 進10か年戦略」(1990~1999年、以下、「10か年 戦略」と略称)を策定した。これを政府みずか ら「ゴールドプラン」と称しているが、これは 総選挙(翌90年2月実施)に向けての当時の与 党・自民党の選挙対策として報道されたもので あり、「世論操作・誘導的な意図を持って」ゴー ルドプランという別称が使われだしたという²。

さて、相前後するが、1989年3月に出された 社会福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申

労働総研クォータリー№16 (94年秋季号)

「これからの社会福祉のあり方」を受けて、90 年6月に老人福祉法等8法改正が実施された。 この法改正では「居宅における介護等の措置」 として在宅福祉サービス法制化がおこなわれた

(老人福祉法第10条の3、4)。また老人福祉・ 障害者福祉入所施設への措置権の町村移譲は、 従来都道府県福祉事務所が担っていた特別養護 老人ホーム等の施設入所事務を市町村が一元的 に担うこととなり、施設・在宅を通じた総合的 相談・援助とサービス提供実施という地域レベ ルでの介護体制形成を法的に確立された(同11 条)。同時に老人保健福祉計画の策定が市町村に 義務づけられた(同20条の8、老人保健法第46 条の18)。しかし在宅福祉サービスは法定化され たもののその実施事務は市町村にとって「随意 事務」としたままで、計画策定が「必須事務」 となるという法的不整合点をもっていた(武田 1993 a)。

老人保健福祉計画については、1993年度中に 全国3.300を超える区市町村で厚生省の指導にも とづき計画策定が取り組まれた。都道府県も市 町村の計画策定を援助・指導しながら都道府県 計画を策定した。このうちホームヘルパー数に ついては朝日新聞社の集計では2000年には全国 で12万2.371人へと増やす計画内容となってい て3)、これは10か年戦略の10万人を上回ってい る。ところが90年代においても地方「行革」が 継続され、市町村公務員削減・抑制政策をその ままとし、町村への福祉事務所設置や職員体制 拡充等の行政的措置が十分とられていない(武田 1994b)。この結果介護サービスについての民間 委託も顕著であり、1992年度においてはホーム ヘルプ事業の外部委託は市町村数で2,355(72.5 %)、ヘルパー数で42,801人(73.3%)となって おり、10か年戦略のはじまる前の1989年度の1,873 市町村 (57.7%)、13,006人 (41.9%) から大幅 に委託が進んだ⁴⁾。またこの背景には老人保健福 祉計画推進のための市町村の財源問題の手当が 十分とられていないことがある(武田、1993 a、 1993 b)。

さて、厚生省は省内組織体制として1992年7 月より大臣官房・老人保健福祉部を老人保健福 祉局として再編成していた。また、1994年4月 には「21世紀福祉ビジョン」を受け、省内に事 務次官を責任者とする高齢者介護対策本部を設 置した。「介護問題は福祉や医療、年金など社会 保障の各分野にわたる対策が必要であるため、 介護施策等について総合的に検討するための省 内横断的な組織」となるという5%。さらに7月に は同本部内に大森彌 (東京大学教授) を座長と する専門家委員会「高齢者介護・自立支援シス テム研究会」を設置し、介護問題や将来の介護 システムのあり方に関する論点整理を集中的に 検討し秋には報告とりまとめをおこなうとい う⁶⁾。「21世紀福祉ビジョン」を出した高齢社会 福祉ビジョン懇談会自体、事務局として厚生事 務次官、大臣官房長などを含むものであった。 その後にこの対策本部が設置されたことは、い わば「介護対策」を一つのキーワードとし、次 に触れる公的介護保険創設をはじめとして包括 的な介護政策についての検討を始めたことを意 味するといえよう。

3. ドイツの公的介護保険の概要

さて、介護費用の財源について公的介護保険 創設の構想が浮上しつつある。社会保障制度審 議会・社会保障将来像委員会では公的介護保険 創設の検討をおこなっているというⁿ。厚生省で も導入検討作業をおこなっており^{s)}、その詳細は 明確ではないが、健康保険(医療保険)に「介 護保険」部分の附加保険料を上乗せて保険料徴 収をおこない、老人保健制度と一体的に運用す

特集・社会保障の今日的課題

る構想が一つの有力案のようである。

そこで次に、創設が決まったドイツの公的介 護保険の内容を検討素材としたい10%。ドイツでは 94年4月の連邦議会・連邦参議院で介護保険の 制定が決定され95年から実施されることとなり、 医療、年金、失業、労災の各保険に次ぐ5番目 の社会保険としてスタートすることとなる。公 的介護保険の特徴点については木下秀雄は次の ようにまとめている11)。①使用者負担を導入して いること、②賦課方式を導入することによりす でに要介護状態にある人に対しても直ちに給付 を開始することとしている、③給付の対象を高 齢者に限定せず、若年要介護者も給付対象とし ている、④介護者に対する年金保障、労災年金、 医療保障、介護手当など介護者に対する手立て がさまざまに組み込まれている。まず、制度の 概要をみてみよう。

ドイツの介護保険は95年1月1日より労使折 半負担の保険料(月収の1%)徴収がはじまり、 在宅介護については同年4月1日から、施設に おける入所介護については96年7月1日から保 険給付が開始される(保険料は同日付けで1.7% に引き上げられる)。ドイツの公的介護保険では 要介護の状態が3等級に区分され、給付額はこ れにもとづいて決定されるという。まず介護等 級1は「かなりの介護を必要とする」というも ので「少なくとも1日1回は介助を必要とする」 状態である。次に、介護等級2は「重要の要介 護」とされ、「少なくとも1日3回は介助を必要 とする」状態とされる。最後に、介護等級3は 「最重度の要介護」とされ、「24時間介護を必要 とする」状態と規定されている。

そのうえで95年4月から支給が開始される予 定の在宅介護給付は、①現金給付としての介護 手当、②現物給付としての介護派遣が選択でき るという。介護等級1の要介護者の場合、月額 400マルクの現金給付または750マルク相当の現 物給付、介護等級2の要介護者の場合、月額800 マルクの現金給付または1,800マルク相当の現物 給付、そして介護等級3の要介護者の場合は月 額1,300マルクの現金給付または2,800マルク相 当の現物給付となる(介護等級3の特に重度の ケースでは、さらに現金給付の限度額は3,750マ ルクまで引き上げられるという)。なお短期間だ け介助を必要とするもの、または例外的により 多くの介助を必要とするものは、年に4週間2,800 マルク相当の介護を受けることができるという。

次に、96年7月から支給開始予定の施設入所 介護については、月額2,800マルクまでの介護に 限定した費用を負担する(特に重度の場合は 3,300マルクまで)。なお、介護保険から介護施 設建設について旧東ドイツ地域の各州は年間8 億円の設備投資補助金を8年間にわたって受け 取ることも定められている。

以上が制度の概要であり、前述のような特徴 点があるものの次のような問題点があるといわ れる。第1に、使用者負担についての経済界や 自由民主党の反対論のため、ラント(州)単位 で、介護保険の第一段階開始(在宅介護給付開 始)とともにラント議会で決議をして、一日の 労働日に当たるような一日の休暇を削除する経 済的補塡策がとられた。特に、経済的補塡の実 施方法については「2段階に分けて、しかも具 体的な実施についてはラントに委ねる、という 方法での処理であった。いずれにせよ、現在の ドイツの経済状態を考慮して、保険料使用者負 担の導入とその経済的補塡(結果的には労働者 への転嫁)という方向で、与野党は妥協した訳 であるが、今後引き続き論議の対象となること はまちがいないであろう」とされる12)。

また、第2の問題点として介護保険の施設給 付額・水準がある。施設介護給付は原則として

-26 -

労働総研クォータリー№16 (94 年秋季号)

上限が2,800マルクであるが、実際の介護額は月 額平均4,760マルクといわれている。現在は施設 入所者の70~80%が社会扶助受給者であるとい われるが、介護保険導入後社会扶助を受けざる をえない施設入所者がそれほど減少しないので ないかとの疑問が出されているという。

第3の問題点として在宅介護サービスも最高 で一日二時間程度のものしか予定されていない ため、重度の在宅介護者に対する施策としては 不十分である。

以上のように使用者折半負担や賦課方式導入 という点で抜本的改革内容を持つと思われたド イツの公的介護保険は、内容に立ち入って検討 するならば多くの問題点があり、95年の実施以 降に解決を迫られる問題が多いことも明らかで ある。それでは以上のドイツの公的介護保険の 概要を踏まえて日本での公的介護保険構想の意 義と問題点について触れたい。

4.公的介護保険構想の意義と問題点 ----まとめにかえて

まず、わが国で介護保険を社会保険として確 立しようとの構想については次のような意義が 見いだせるのではないかと思われる。従来政府・ 厚生省は、介護費用については日本型福祉社会 論にもとづく家族介護を基本と想定するととも に、介護費用財源としては民活路線にもとづい て民間介護保険の活用や、介護費用捻出のため の資産担保融資(いわゆる「武蔵野方式」が出 発点)を重視してきた。そして家族による介護 費用・負担を含めた社会的ケアコストについて の視点が非常に弱かったといえる。今回の社会 保険としての介護保険構想は、したがって介護 費用を直視しそれを公的に解決しようとする方 向を示していることといえよう。特に、「私見」 とのことわりがあるとはいうものの、厚生省社 会・援護局福祉人材確保対策室長の肩書きをも つ宇野裕が発表した論文「老人介護問題はなぜ 社会的に解決しなければならないのか」が関係 者に注目された13)。氏は「政府が老人介護問題に 積極的に取り組むことが、経済政策としても有 効である」「福祉の充実のためには、必ず福祉以 外の部門へまわる資源を抑制したり、新たな負 担が必要となる。しかし、そのことがただちに 経済発展を阻害するものではなく、むしろ特定 の状況においては経済発展に寄与する」という 主張を展開し、関係者に大きな影響を与えた。 したがって、公的介護保険構想は従来型の単な る民活路線に立ってできてきているわけではな く、また厚生省のキャリア官僚が実名で介護費 用および政策について提言することになったこ とは大きな「変化」といえよう。これは介護費 用財源確保をダシにして消費税税率引き上げを おこなおうとする政策理念とは明確に異なって いることは確認できる。

とはいうものの、ドイツでの制度創設過程を 踏まえてわが国の介護問題が公的介護保険構想 によって解決できるか検討するならば次のよう な問題点がある。

第1に、保険金給付の対象として、現在寝た きりや痴呆症状をもつ高齢者のケアに対して支 給されるのかどうかである。これはわが国の年 金制度創設時において積立方式の社会保険制度 であったため当面する高齢者の経済的貧困問題 に十分対処しえなかった歴史があるからである。

第2に、使用者負担についてである。ドイツ でも企業側の反対論が大きく十分な決着をみな いままの制度創設になっている。わが国での使 用者側負担を企業側がすんなり受け入れるのか どうか、特に90年代の「複合不況」時での導入 検討であるため大きな抵抗が予想される¹⁴。

第3に、この使用者負担に関わるが、わが国

特集・社会保障の今日的課題ー

の場合国民年金・国民健康保険制度では使用者 負担がなく(また国庫負担の削減もあり)、保険 料が高額となってしまい低・中所得層での未加 入・保険料「滞納」が生じ大きな問題となって いる。自営業層・低所得不安定所得層などの社 会階層での生じている社会保険への「未加入者」 の問題を公的介護保険ではどう解決するのかが 問われる。

第4に、国庫負担の問題がある。日本の医療 費政策、社会福祉政策では国費(国庫負担)を 削減してきたが、介護保険では公費(国費)負 担はどの程度算定するのだろうか。特に現在老 人福祉において施設福祉、在宅福祉の国庫負担 金・補助金は4,000億円強となっているが、施設 福祉分野の措置費は85年以降の「高率補助金」 削減政策によって地方自治体に負担転嫁された 経緯がある。

周知のように80年代においては社会福祉の国 庫負担抑制・削減のために、一方では「受益者 負担」政策として費用徴収基準の改訂・対象拡 大によって住民の利用者負担が強められるとと もに¹⁵⁾、他方では、国庫負担金の負担率の大幅な 引き下げがおこなわれ地方転嫁が行われた。紙 幅の関係で詳しくは別稿にゆずるが(武田 1994 c)、93年度予算では社会福祉措置費国庫負担金 全体では9,026億円であるが、負担率が10分の8 であったならば1兆4,310億円であり、5,284億 円が地方自治体に転嫁されたこととなる。老人 福祉措置費は同じく国予算では2,964億円である が、本来は4,743億円であり1,779億円分国家財 政の「節約」をしたことになる。

一昨年末から保育所措置制度改革の出発点は 1993年度予算編成の終盤の92年12月初旬の「公 立保育園保母人件費の削減1,100億円」という厚 生省・大蔵省合意であったが¹⁶⁾、これは財政当局 の「措置費全体の圧縮合理化」という方針によ るものであるとされる¹⁷⁾。公的介護保険構想が国 庫負担削減という80年代臨調「行革」型の政策 展開をするならば、介護問題を社会的に解決す. る方策とはなり得ないと思われる。

(日本福祉大学助教授)

筆者文献

武田 (1994 a) 「計画推進の経済環境」『公衆衛生』第58巻第 2 号。

武田(1994b)「高齢者ケア制度『分権化』に関する研究(1)---1980年代市町村福祉財政の分析を中心として」『日本福祉大 学研究紀要(福祉領域)』第90号。

武田(1994 c)「高齢者福祉行革と措置費制度」『総合社会福祉 研究』第7号、近刊。

武田(1993 a)「老人保健福祉計画の財政的条件――在宅福祉 サービス充実への課題」『週刊社会保障』第167号。

武田(1993 b)「高齢者保健福祉計画の財政問題」『福祉研究』 第70号。

(注)

- 1) 『週刊社会保障』1798号、1994年7月18日、9ページ。
- 2)里見賢治「『10か年戦略』と『老人保健福祉計画』 ----その問題点と実効性確保の課題」 『社会問題研究』 第43巻第 1号、1993年、38ページ。
- 3) 『朝日新聞』1994年4月5日付。
- 4)河合克義「老人保健福祉計画をめぐる課題と計画づくりの 方向」『社会福祉研究』第59号、1994年4月、35ページ、 表2、表3、参照。
- 5)『読売新聞』1994年4月13日夕刊。
- 6) 『週刊社会保障』1797号、1994年7月11日。
- 7)『日本経済新聞』によると、公的介護保険構想にもりこん だ報告素案が7月11日にだされたが、7月15日の社会保障 制度審議会総会では将来像委員会に入っていなかった審議 会委員から疑問や慎重論もでたという(94年7月12日付、 19日付)。また『朝日新聞』6月12日付でも報道された。
- 阿部正後・大臣官房審議官の発言(『医療'94』 Vol.10 No.
 8, 1994年8月, 34ページ)。
- 9) 堀勝洋氏の見解。例えば堀勝洋「介護費用の財源政策」(社 会保障研究所編『社会保障の財源対策』東京大学出版、 1994年)。また、介護保険に関しての論稿として、社会保 障研究所長である宮澤健一の「介護ケアの社会保険化の条 件――『介護保険』制度化をめぐる論点整理」『週刊社会 保障』第1794号、1994年6月20日、全国社会福祉協議会社 会・福祉研究情報センター編『介護費用のあり方』中央法 規、1989年、なども参照のこと。
- 10) 以下の紹介は『けんぽれん・海外情報』第29号、1994年4 月、1-5ページによる。また、土田武史「ドイツの長期 ケアと介護保険」『海外社会保障情報』第104号、1993年 秋、木下秀雄「介護問題を考える――ドイツ介護保険を手 がかりに」『週刊社会保障』第1796号、1994年7月4日、 も参照した。

労働総研クォータリー№16 (94年秋季号)

- 11) 木下、前掲論文、21~22ページの論旨を筆者がまとめた。
- 12) 木下、前掲論文、23ページ。
- 13) 『週刊社会保障』第1756号~1762号、1993年9月13日~10 月25日。また、同氏の論文「老人介護の社会的費用」(社 会保障研究所編『社会保障の財源対策』東京大学出版、 1994年、所収)も参照のこと。
- 14) 堀は「わが国で公的介護保険を老人保健と一体的に行う場合は、介護保険料に事業主負担を導入することに問題はないと考えられる」と楽観的に見通しをのべているが、その根拠を明確に示していない(堀、前掲書、206ページ)。
- 15) さしあたり小川政亮・垣内国光・河合克義編『社会福祉の 利用者負担を考える』ミネルヴァ書房、1993年、参照。
- 16) 『日本経済新聞』1992年12月6日付。
- 17) 『週刊社会保障』1730号、1993年3月8日付、7ページ。

付 記

本稿脱稿後の報道によると、厚生省は今年度 (1994年度)の老人保健福祉関係予算の執行に おいて、地方自治体の計画した事業に見合う予 算が確保されていないとして、「特別養護老人ホ ームの建設事業のうち20%しか認めず、残りは 来年度に先送りすることを通知した。在宅介護 も、ホームヘルパー補助費などが予算額(1240 億円)を大幅に上回るのが確実になったため、 計画を延期するよう要請する」という(『日本経 済新聞』1994年8月11日付)。

10か年戦略、老人保健福祉計画の策定は政府 の策定・指導してきたものであり、地方自治体 の計画の先送りをうながすような通知は大問題 である。

財源不足であれば、不要不急な経費を削減し て老人保健福祉予算増額の補正予算こそがとる べき策であろう(湾岸戦争支援の90億ドル支出 のために生活保護費百数十億円の減額を含む補 正予算がおこなわれたことは記憶に新しい)。



年金・医療改悪の軌跡と構図

公文 昭夫

い²⁾。「危機」の本質は年金、医療の制度、行財 政「改革」の方向が、本来的に政治を規定する 憲法の理念から際限なくかけはなれていく政治 状況にある。憲法理念からの離反は、そのまま 国民生活からの離反を意味している。

国会に提案された健保「改定」案にたいして、 きわめて短期間に500万人の人たちが反対の署名 をおこない、945の地方議会で反対決議が採択さ れている。全国3,282自治体の28.2%、県議会数 では29.8%である。単純に計算しても3,000万人 以上の国民が反対の意志を示したということだ。 年金改悪についても、730議会が反対決議を採択 している。全自治体数の4分の1、これまた2,500 万人の国民の反対の意志表示である。中央のマ スコミは、こうした事実をほとんど黙殺したが (地方紙、地方テレビなどは一定の報道をせざ るを得なかった)、しかしこれは天下周知のまぎ れもない事実である。

だから健保「改定」案の問題点については、 一部のマスコミもある程度の疑問を提起してい る。

「70才以上の老人にとって負担は倍以上に増え る³⁾。今は入院すると一日700円の自己負担があ る。それに食事代の一部負担が加わるからだ。 栃木県氏家町の黒須病院は地域の中核病院で、 入院患者の6割近くが老人だ。黒須節三院長は "老人が入院をためらったり、病院が食事代を 払えない老人を追い出すようなことになりかね

1

ここでは社会保障のなかの年金、医療を中心 にした問題状況をどうとらえるかが課題である。

具体的にはあとで述べるが、年金、医療の「い ままで」(とくに第二臨調答申以降)と「いま」 そして「これから」を象徴的に占う事態を、私 たちは94年6月末に閉幕した第129回通常国会に みることができる。

通常国会での社会保障関連法案(厚生省所管) は8件あった。そのなかで特に重要な改悪案は 3件。すなわち「国民年金法等の一部改正案」

(各種共済年金改正案は関係各省庁から提案) と健康保険法等一部改正(各種共済組合短期給 付は年金に同じ)、保健所の統廃合に結びつく地 域保健所法である。

このなかで成立しなかったのは「年金」(継続 審議)だけで、あとはすべて成立させられてし まった。全国民の生活、とくに弱い立場の患者、 高齢者、低所得者にとって重大な脅威となる健 保改悪が、ほとんど無審議¹⁾のまま成立したとこ ろに今日の社会保障をめぐる危機と「異常」な 政治状況が象徴されている。

年金、医療の「危機」は、自民党政権から細 川、羽田、村山と連続する連立政権にいたるま で一貫して主張する「高齢社会だから財源難」 などという「財政危機」を意味するものではな い。もともと、そうした危機などはあり得な

— 30 —

ない。食事代一部負担は老人福祉の精神に逆行 している"と反発している」(朝日新聞・94年3 月31日・解説)。厚生省および提案者の政府は、 この入院時給食費の一部負担で、病院の付添婦 をなくすことができるなどと説明した。しかし 現実には、「基準看護」の認可を受けている病院 でさえ付添をつけざるを得ない状況におかれて いる実態からみて、結局は、よりいっそうの患 者負担増、高齢者の退院強要、病院経営の生き のこりのための現場の看護婦、医療労働者の労 働強化、看護力の低下につながることは明白で ある4)。「心配なのは病院が患者補助者らの人件 費コストを、お世話料などの保険外負担にして 患者に転嫁しないか、という点だ。付添婦をな くした大阪府の病院では、おむつ代や寝間着の 貸付料という名目で患者一人月10万円を取って いる。……いろんな名目の保険外負担が増える おそれがある」(前記、朝日新聞、解説)といっ た指摘もあった。

健康保険(国保、共済、老人保健)の「改定」 は、診療報酬「改定」、医療供給制度の「合理化」 ともあわせて、人間の「いのち」とくらし、基 本的人権と直接関わりあう課題である。したが って法「改定」にあたっては、どのように小さ な「改定」であろうと、現実の国民生活に則し て真剣かつ慎重な論議をおこなうのが原則であ り、常識である。すくなくとも第二臨調がスタ ートし、中曽根自民党政権が発足するまでは、 かろうじてそうした原則が保たれていたような 気がする。それが、臨調答申の日本型社会保障 への変質(自立自助、相互扶助、民活を軸とし た新たな論理の構築と実践)を契機として一変 した。医療や年金「改定」への骨格づくりが、 すべて公的審議会の手をはなれて「私的」諮問 機関でおこなわれ、それも中間報告などという おざなりな作文だけで法案化され、成立させら 労働総研クォータリー№16 (94年秋季号)

れる。また、国会での審議を必要としない診療 報酬の「改定」や行政指導でなしくずしの改悪 がまかり通るという事態が加速されてきたので ある。今日ではそうした地ならしの結果とあわ せて、公的審議会自体も、一定程度、国民の声 を反映していた労働側代表のすべてが連合によ って占められる構図が完成したこともあって、

「私」と「公」をたくみに使いわける操作が可 能となっている。今回の健保改悪が、国民の意 志を黙殺し、異例づくめの国会運営で成立、年 金改悪と次期臨時国会の連動できる継続審議の 扱いとされた背景には、とりくずされ、否定さ れてきた「民主主義」、憲法理念の「空洞化」(な しくずしの改憲)という臨調・「行革」の政治姿 勢の忠実な継承が横たわっている。この一年間 の国民不在の「城取りゲーム」のドラマは、こ うした路線のなれの果てを示唆している。

2

医療、年金の問題状況のなかで、とくにしっ かり見ておかねばならないのは、双方とも国家 的制度であるにもかかわらず、きわめて重大な 違憲状況が放置されているという点である。

たとえばそれを「年金」の現状からみてみよ う。

第1は、憲法違反の年金水準が一貫して放置 されたままという「現実」があり、その対応策 がまったく提起されないという「問題」がある。

平成5年版「社会保障統計年報」(総理府社会 保障制度審議会事務局編)から、今日の年金水 準(老齢年金)をみてみる。

92年3月末現在の老齢年金受給者総数は、約 1,680万人。うち59%を占める990万人の人たち がもらっている老齢年金額は、月平均3万3,417 円である。

この低年金水準層は、例外なく国民年金から

-31 -

特集・社会保障の今日的課題

の老齢年金受給者である。年齢的には60才から 64才(減額年金)、65才以降の人たちである。こ の水準で生活できるかどうかは常識的にいって 論外である。当然家族間の相互扶助によるやり くり、本人自身の細々とした労賃でカバーする 状況がつづいているとみてよい。矛盾もはなは だしいが、単身者の場合は、この低年金プラス 低収入から国保の保険料まで払わされる。病気 になったら一部負担まで支払わねばならない。

このこと自体、憲法25条で言う「健康で文化 的な最低限度の生活を営む権利」が完全に死文 化していることを示すものだが、より具体的な 数字で、その違憲実態をみてみよう。

日本には、憲法にもとづいて決められている 「最低限度」の生活水準、ナショナル・ミニマ ムが厳然として存在する。生活保護法のなかの 「生活扶助基準」がそれである。その基準その ものも、まだまだ低いという論議もある(かっ て朝日訴訟で、生活保護基準の低さが憲法違反 であるという判決がなされている。1960年、東 京地裁)。その低い生活保護(生活扶助)基準で さえ、93年度一級地(東京など大都会)で、65 才の高齢者1人の場合月6万2.890円、高齢者加 算を足して7万9.000円と決められているのであ る。この金額は、主食費、副食費、最低の光熱 費といった人間1人がギリギリで生きる費用と されており、とうぜんこれに家賃相当額の「住 宅扶助」、病気になったら「医療扶助」も支給さ れる。それをのぞいた金額で月約8万円。990万 人の人たちに支給されている年金額は、この半 分にも達していないのである。そのうえ家賃、 医療費は手前持ちである。

第2は、この「違憲」と判断される低い年金 すら、まったくもらっていないという「無年金 者」「無年金障害者」が現存するという問題であ る。政府もそれを認めており、「約80万人ぐらい」 と厚生省は言っている。正確な実態の把握はさ れていない。専門学者によれば、おそらく150万 人はいるという推計もなされている⁵⁾。

第3が、このまま推移すれば、まちがいなく 大量の無年金者が発生する事態が起きるという 問題である。いま現在、政府の推計でも国民年 金(1号被保険者)の掛金(94年4月現在1人 月1万1,100円)の払えない人たちが520万人い る。このうち約270万人は、「免除者」である。 生活保護受給者およびそれと同程度の生活水準 と認定された人たち、ということになっている。 この人たちは、「免除」された期間も加入期間と みなされるので、25年以上(免除プラス加入期 間)の加入期間で年金はもらえる。ただし、た だでさえ低い年金額の3分の1の年金しか保障 されない。のこりの約250万人が「滞納者」であ る。要するに免除もしてもらえない、しかし生 活は苦しい、やむを得ず「滞納」という人たち である。このなかには、無理すればなんとか払 えないこともないが、40年間1カ月の滞納も無 しに掛金を払いつづけて、65才からもらう年金 額が月6万5,000円 (94年度の予定価格) にしか ならないんじゃ馬鹿気ている、ということで「貯 金」や「個人年金」に切りかえている層も含ま れている。これも政治不信、公的年金不信の率 直な表現であり、納得させられない「政府」、厚 生省の責任はきわめて重い。

滞納者は、このまま推移すれば完全に無年金 者である。農漁民、自営業者の生活実態を無視 した国民年金の制度運営、その対応策が、脅し をかけた「掛金とくそく」行政だけというので は、とうてい国民の合意など得られるわけがな い。

無年金者の大量発生が十分に予想される問題 について、朝日新聞は「基礎年金を全額税金で まかなえば(全労連、中央社保協などが提言し ている最低保障年金制度と同様の趣旨・筆者 注)、厚生、共済年金の保険料は低く押さえら れ、国民年金の保険料は不要となり、滞納も免 除も無年金者も無くなる。大学生の国民年金強 制加入をめぐってのトラブルもなくなる」と主 張していた(89年12月4日・社説「参院の年金 論議に注文する」)。

3

「違憲」状況は年金のみにかぎられない。とう ぜん医療のなかにもある。

その代表的な例が国民健康保険証の不交付問 題である。厚生省が93年6月時点で調査した結 果として、国保の保険料滞納者のうち13万97世 帯、30万人の人たちが正規の保険証を使えない 状態になっていると報告している。

「この実態が今年度(94年度)はさらに深刻。 本紙がおもな市町村に問い合わせたところ(4 月1日時点)、東大阪市が合わせて8,400世帯(筆 者注・厚生省調査、大阪府で4,900世帯)札幌市 が7,300世帯(同、北海道7,400世帯)で正規の 保険証を受け取れないなどの状況が起きていま した。たとえば49才の男性(ビル清掃業)が高 血圧性脳出血で倒れ救急車で入院。有効期間1 カ月の短期保険証が前日で切れていたため病院 から渡された請求書は月105万円。妻が^{**}夫を殺 して自分も死のうと思った″と告白(神戸市)、 国保税を払うため食費を削らざるを得ない(大 阪市)などの事態が各地で起きています」(94年 4月25日付「赤旗」)

いうまでもなく国民健康保険は、いわゆる皆 保険の中核となる制度であり、加入者数も4,248 万人(92年度末)と公的医療保険制度中最大で ある。今日のような事態をまねいたひきがねは、 84年の国保改悪である。臨調・「行革」の国庫負 担減らしをねらいとして、国庫負担率45%を38.5 労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

%に切り下げた。この結果一気に保険料が値上 げされることになり、今現在で一世帯全国平均 15万6,000円にも達している。定年退職後の年金 生活者も、たとえば厚生年金の月あたり平均年 金額15万円から毎月1万3,000円の保険料を取ら れる勘定だ。生活実態とかけはなれた高い保険 料が滞納者を増加させている。前述した年金の 滞納者と同じである。年金の滞納は将来の無年 金だが、国保の滞納は、病気になったら即「現 在」のいのちの問題である。深刻さにおいては 比較になるまい。84年改悪に賛成した自民党(当 時の与党)、これに協力した社、公、民の当時の 野党は、いったいこの事態にどう責任をとるつ もりか。こうした事態をいっそう加速させたの が87年の国保再改悪である。このときは制度の 改善をはかろうとしないばかりか、滞納者への 制裁措置を導入し、払わない者からは保険証を とりあげるという強硬手段をあえてした。この 措置とあわせて収納率の悪い自治体には調整交 付金を減らすというペナルティを課すという自 治体、加入者双方へのしめつけを強めて今日に いたっている。

保健所半減の医療制度改悪(地域保健所法案) の前段の布石となった国公立病院、療養所の統 廃合計画、慢性化している医療マンパワーの不 足、まともな医療サービスのできない低診療報 酬の固定化など、総合的にみて、医療のなかに 存在する違憲状況はきわめて深刻である。それ は医療に連動する特別養護老人ホームなど福祉 施設にまで波及している。

「特別養護老人ホームへ入所したくてもベッド がないなどの理由で待機しているお年寄りが、 全国で約5万5,000人に上っていることが4日、 毎日新聞の調査であきらかになった。」(毎日新 聞94年6月5日)「要するに諸悪の根源は要介護 老人を受け入れて、世話をする場所と人手が絶

特集・社会保障の今日的課題

対的に不足していること」(日経94年4月28日)。そんな現実のなかから、人権軽視の象徴とも指摘される「シルバー・ハラスメント」(暴力をふるわれ、放置され、財産をうばわれる老人たち)などという痛ましい事態が生まれてくる。

4

いま、そしてこれからの医療、年金を軸とし た社会保障の再構築?の方向として、「21世紀福 祉ビジョン―少子・高齢社会に向けて」と題す る報告が共産党をのぞいた全与野党、その双方 (与党の社会党、野党の民社党)に色目を使う ことになった「連合」、厚生、大蔵の官僚群によ ってもてはやされている。

この報告の結語が、消費税率アップ、増税に よる国民負担増にあることはいうまでもない。 老人介護のため、将来をになうこどもたちのた め(エンゼル・プランをつくるなどといってい る)と、抽象的美辞をいくらならべたところで 底は割れている。

この基本軸とあわせて、財源的に医療、年金 中心の給付構造を「介護や児童福祉対策などの 福祉重視型に」かえると主張する。結局、国民 には、増税の痛みと、さらなる医療、年金の国 庫負担削減、給付抑制と保険料、自己負担値上 げなどの大巾な負担増がおしつけられることに なる。報告にたいするマスコミ各紙の大見出し だけならべてみよう。「国民の負担大巾増」(読 売3月29日)「国民負担増を迫る。消費税増税へ 巧みに導く」(日経、3月29日)、「21世紀より明 日の福祉が心配」(朝日、3月29日)。いずれも それなりに正しい指摘だと思う。

朝日新聞の見出しではないが、「21世紀のビジ ョン」などと気取るまえに、いま現在の年金、 医療をむしばみ、危機に追いこんでいる現実の 「違憲状況」をどう是正するか。その対応こそ、 緊急の政治課題ではないのか。

秋に予定される94年年金改悪、連続して95年 には、官民労働者の年金額をさらにおさえつけ ることを目的にした「一元化」の名による改悪 も予定されている。健保改悪のつぎは「国保改 悪」という方向がベールを脱いだ(平成6年6 月22日・医療保険審議会国保部会報告)。おそら くこれも95年の通常国会で法案化されるだろう。 94年秋から95年へかけての1年間は、臨調・「行 革」の医療、年金改悪戦略の総仕上げの年にな る。全労連、中央社保協を軸にした全国民的反 撃に大きな期待がかかっている。

(年金実務センター代表)

(注)

- 2) 衆院での審議時間は7時間20分。参議院では、6月22日に わずか5時間の審議で可決成立。公聴会もひらかれず、17 日の衆院では、まさに異例の午前8時半開会9時半採択と いう放れ業をやってのけている。
- 2)川上則道著「高齢化社会はこうすれば支えられる」あけび 書房参照
- 3)当初の政府原案は1日800円。それを修正で2年間のみ600 円、3年目から800円とした。くさったバナナのたたき売 りである。
- 4)「国民医療を守る共同行動」推進ニュース第25号・94年7 月10日発行。このニュースのなかの全国保団連副会長室生 昇氏の衆院厚生委員会参考人陳述の要旨が掲載されてい る。参照されたい。また、94年4月2日付、朝日新聞の記 事「退院迫られる老人たち」でも、「いまだに約6割の病 院が基準看護婦数に達していない。……10月の診療報酬改 定を待たずに付添いを廃止する病院が相次ぎ、その結果、 常時介護が必要な寝たきりの高齢者や重症患者が退院を迫 られる」という指摘もある。
- 5)「国民年金加入者、受給者の生活実態と無年金者問題」(年金実務センター連続講座、唐鎌直義長野大助教授)のなかで、唐鎌助教授は、推定はなかなか困難だが、という前提で、つぎのように指摘している。「国民生活基礎調査から夫婦共に65才以上の世帯を抜き出し、そこから夫のみ年金受給という世帯と妻のみ受給世帯をとり出すと受給していない妻と受給していない夫の数が出る。これが一層厳格な無年金者数となる。これに単身高齢者を足すと、だいたい150万人ぐらいになると思う」

https://rodosoken.com/



イタリア労働組合運動一感想的報告

全労連に親近感をもつ研究者で最近のイタリ ア労働組合運動をフォロウしているのは、斉藤 隆夫さんと亀田利光さんで、その興味深い報告 は『労働総研クォータリー』や『賃金と社会保 障』誌などで見ることができる。イタリア滞在 がまだ短期間の筆者に付け加えることはほとん どないので、ここではお二人の論文を前提にし ながら、新聞記事レベルの感想だが、筆者なり に感じたことを書いてみたい。

年代記ふうにいえば、この半年たらずの間に イタリア労働組合運動に関連して生じた問題と しては、イタリア最大の企業 FIAT の人員削減 を軸とする経営合理化計画についての労資交渉 の妥結(94年2月)、23万人以上をカバーする化 学労連の協約妥結(3月)、約100万人をカバー する三大全国労組の主力部隊金属労連の協約妥 結(4月)、労働運動に大きな影響をもたらさざ るをえない総選挙における PDS (左翼民主党) を中心とし PRC (共産主義再建党) 等を含む統 一左翼の敗北(3月)、引き続く欧州議会選挙に おける敗北(6月)、右翼ベルルスコーニ新政権 の国民収奪強化の動向と RAI (国営ラジオ・テ レビ放送)統制化の攻撃などがマスコミを賑わ したといってよいだろう。これらの背景に、ME 化・ソフト化 (その結果としての産業構成・労 働力構成・労働者意義の変化と多様化)・国際化 (とくに EU 化とマーストリヒト条約による財

(とくに EU 化とマーストリヒト条約による財 政・経済の資本主義的合理化の強制)、経済不況

高木 督夫

と構造的失業、なによりも重要な背景としての 「第一次共和制」と呼ばれる DC (キリスト教民 主党)の実質的な戦後長期独裁体制の矛盾・腐 敗の堆積による崩壊等の諸条件が存在すること はいうまでもあるまい。またそれらの諸問題が 展開する中で、失業反対を主軸とする激しいス トライキ闘争が生じていること(ちなみにイタ リアの労働者一人当たりスト損失日数は、80年 代初頭以降とくに85年頃から減少し、91~92年 で75年や78年の一割程度になっているが、それ でも日・独に対しては二桁の違い、仏・英・米 に対しても数倍の量を示している。マスコミ報 道では、ストの形態も工場占拠、工場煙突の頂 上座り込みなどはもとより、一般市街道路の封 鎖なども珍しくない)、従来から論議されている RSU(「統一組合代表」。91年3月の三大全国労 組指導部の合意による「工場評議会に代わる労 働者の職場代表組織」)のそれなりの成長と企業 別協約など組合機能上の位置づけの問題の展開、 COBAS (「基礎委員会」) その他自主独立組合系 組織の闘争の展開、三大全国労組 (CGIL、 CISL、UIL) 統一化動向の前進等、種々の注目 すべき現象が生じていることも見落とされては なるまい。

筆者がイタリア労働組合運動に興味をもった のは、直接には1969年の「熱い秋」以降70年代 における凄まじいばかりの昂揚の故だが、内容

国際・国内動向・

的には工場評議会運動に支えられた経済民主主 義という路線にひかれたからである。経済民主 主義のもとでは組合は他の勤労国民と共同して 経済の民主的改革をすすめ、その闘争と成果の 拡大をつうじて主体的勢力を拡大していく。し かし、このような下からの経済の民主的改革に は限界があり、巨大な改革には民主的諸勢力の 共同による民主的政府の確立が不可欠である。 極端な要約化をすればわれわれの理解する経済 民主主義路線とはこんなものといえるだろう。 この理解の一つの結論は、経済民主主義路線の もとでは労働組合運動と政治運動とが不可分の 関係にあって、切り離せないということである。 それぞれの労働者がそれぞれの政治的立場をと り(政治的無関心も一つの政治的立場に他なら ない)、その限り一定の思想をもたざるをえない 以上、労働者の団体である組合が政治的立場・ 思想と客観的に不可分の関係にあるのは、あま りに当然ではないか。労働者の多数がある政治 的立場・思想に共鳴した場合、その立場を主張 する政党の方針に適合した政策・行動をとるの は自然でもあるし合理的でもある。組合と政党 の客観的に不可分であり、かつ十分に民主的に することができるこの関係を、いわゆる「ベル ト理論」による組合内フラクション活動の問題 に矮小化して理解するのは誤りだと、筆者には 考えられる。

CGIL 第12回大会(91年10月)での、PCI(旧 イタリア共産党)の後身としてのPDSのフラク ション解散、それに対応したPSI(イタリア社会 党)フラクションの解散を(それ自体は明らか に前進だが)、無条件に組合の政党支配からの独 立・組合の進歩としてだけとらえるのは正しく ない、というのが筆者の意見である。なにより それでは、PSIの政策にPDS側が接近・合流し てきたから、もはやフラクションの必要がない とする PSI 側の主張が理解できない。またフラ ク解散にもかかわらず、少数派のグループ(エ ッセレ・シンダカート)が、政治的・思想的に は PRC と関連しながらも(PRC の現書記長ベ ルティノッティはこのグループからの横滑りで ある)、PRC から独立した組合内少数派として存 続していることもうまく理解できない。筆者は、 PCI の PDS への転化(91年2月)が、前記の組 合と政党の客観的に不可分の関係のもとでフラ クション解散をもたらしたのであり、したがっ てこの点に関しては PSI 側の主張が正しいと考 える。

一歩すすめていうと、現在のイタリア労働組 合運動上の重要問題は、PCIの PDS への転化と いう基本的枠組みを抜きにしては理解できない のではないか。これは CGIL の公的見解(多数 派見解)とは違うが、組合発表文書から直接的 に組合運動を理解するのは、『連合』発表文書か ら直接『連合』の運動を理解しようとするのと 同質ではないか、というのが筆者の自己批判の 一つである。ともあれ、PDS は疑いもなく社会 民主主義政党であり、時折みられる旧 PCI のイ メージにダブらせての思い入れは誤解を招くだ けといってよい。その意味で PDS の評価はヨー ロッパ社会民主主義の評価に直結しており、そ のためには多くの論議が必要だが、ここでふれ る余裕はない(筆者の見解は拙著『日本経済の 危機と労働組合運動』・94年2月・参照)。そう して PCIの PDS への転化が、労働組合運動にお ける経済民主主義路線からネオコーポラティズ ム的路線への変化をもたらし、その大枠下で最 初に掲げたような諸問題の現在的特徴が生じて いるように考えられる。

組合にとってのネオコーポラティズムは、政・ 労・資の協調体制、対抗勢力としての組合の政 策形成参加による利益との交換条件としての闘 争の自主的制限と下部組織の統制、組合と社会 民主主義政党の密接な関係等を特徴としている が、その名称の通り協調体制を基本とする点で 経済民主主義路線と異なり、組合運動にとって は間接的な遠い将来の問題にすぎないが、その 政治的・思想的背景としての資本主義体制変革 の展望の有無という点でも異なっている。この 二つの異なる路線は、CGIL 多数派と万年野党 PCI、CISL と政権党 DC、UIL と政権参加党 PSI その他の、組合と政党との関係を考えるなら、 はるか以前から存在していたといえる。それが 種々の曲折を経ながら PCIの PDS 化、CGILの ネオコーポラティズム的路線化を迎えたといえ よう。このように考えると、三大全国労組の統 一化の進行も、CGIL が動揺と混乱を重ねながら も、CISL、UILに同調して所得政策への協力、 スカラ・モービレの廃止を最終的に受け入れ、 RSUに企業内賃金交渉権を与えないとする政 府・経営者側の主張に同意した点も(92年7 月)、あるいは、組合幹部官僚化傾向とか、RSU 選出が停滞しているとか等の批判ないし自己批 判が生じているといった現象、さらには RSU を 自主的企業内労働者組織に対抗しての三大労組 指導部による上からの組織化とする批判の存在 等の現象も、それなりに十分理解できることで ある。事態は一見ネオコーポラティズム的路線 への前進一色のように見える。

とはいえ、現実はかならずしもそう一面的で はない。事態の他の一側面を示す二つの条件が ある。なによりも注目されるのは職場労働者の 闘争経験の蓄積であって、諸外国に比して圧倒 的なスト損失日数、日本から見れば一見乱暴に もみえるスト形態などはその一表現ともいえる。 それは素朴でそれだけに根深く身についた労働 組合主義的な感じ方・考え方といってよいもの

23

23

2

労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

だろう。そのような土壌に活動家層が育ち、そ れが COBAS その他の自主独立系組合や CGIL 内左派少数派幹部グループの基盤を形成してい るといってよい。現実の事態は彼らと三大労組 指導部との均衡関係のもとで左右されており、 流動的である。前記の金属労連の妥結協約では、 賃上げ率は初めの2年間が6%(政府の計画イ ンフレ率1年目3.5%、2年目2.5%の計)、労働 時間が週40時間から38.5時間への短縮であって、 現条件下では一定の前進といえよう。しかも従 来実際的に幹部から拒否されていた協約案承認 の組合員全員投票が実施されている(投票の全 員完了以前の発表で投票率約71%、うち78%以 上が賛成)。具体的にはいろいろな事情が作用し ているが、これらの現象は基本的には右のよう な力の均衡関係の所産と考えてよい。

同様の事情はRSUの例にもみられる。新聞の 要約によると前記化学労連の協約はRSUを認 め、それに個別企業の生産性報奨金の基準設定 の交渉・協約権を委ねている。また全体の進行 状況は不明だが、RSU選出投票がすすめられて いる報道も時折みられる。さらに前記のように 三大労組はRSU組織化を公的決定しており、 CGILは企業別協約の推進を掲げている。このよ うな事例は自主独立系組合の展開をはじめ種々 あげることができる。先の事情といずれの事態 が真実なのかは事実を確かめていくしかないが、 筆者は事実自体が前記のような均衡的力関係の もとで流動的なのではないかと考えている。

もう一つの条件は一層巨大な影響力をもって いる。今春の総選挙は統一左翼とくにその中心 である PDS の敗北(オケット書記長の辞任)、 DC の一割強政党への転落、PSI の事実上消滅に 近い衰退をもたらした。三大全国労組がネオコ ーポラティズム的路線をすすめる上でのパート ナーとなる政権党が存在しないわけである。DC

国際・国内動向・

の長期独裁体制の代わりに出現した左右対立的 な第二共和制下の右翼政権は、財政危機を理由 に当面のガソリン税・タバコ税の改悪、来年度 計画としての付加価値税・個人所得税の引き上 げ、年金給付開始年齢の65歳化や年金スライド の一時停止、医療補助の改悪等の検討をすでに 始めており、組合との正面衝突は未だ避けてい るものの、労働市場政策の改悪や RAI への攻撃 は開始されており、激突は時間の問題であろう。 労働組合は闘わざるをえず、そのネオコーポラ ティズム的路線化は困難化せざるをえない。イ タリア労働組合運動をめぐる状況はますます流 動化しつつあるといってよい。

(理事・法政大学名誉教授)

労働の質の変化とリストラ「合理化」下の米国通信労働者 一全米通信労組(CWA)交流調査団に参加して—

鈴木 幸恵

通信労組訪米調査団(通訳含6名)は、今春 闘の最中2月28日から3日間厳寒のニューヨー クを訪問、全米通信労組(以下CWA)の中で最 大の地方組織であるニューヨーク第一地区の幹 部・労働者と交流し、「技術革新」の進む6ヶ所 の職場調査を行った。

AT&T 社など10年間で15万人以上の解雇 これを追う NTT の人減らし「合理化」

ベル系の電話会社を中心とした、AT&T 社に 独占されていたアメリカの電気通信産業は、1984 年1月1日の分離・分割以後、急速な「技術革 新」を進め、この10年間で15万人以上を解雇す るという、嵐のようなリストラ「合理化」を強 行している。これを追うように、1985年4月1 日、民営化が強行されたNTTでは、「技術革新」 のハード・ソフト両面から、職場機構・労務管 理の手法まで、すべてアメリカ直輸入というや りかたで、希望退職という名の1万人の首切り をはじめとする、10万人におよぶ人べらし「合 理化」を進めている。

こうした状況の中で、アメリカで3年前から はじまっている、電話の接続や番号案内に、「音 声識別装置」を導入し、利用者と交換手をコン ピューターの一部に組みこんでしまうというシ ステムを、NTTがAT&T社から購入し導入す ることが明らかとなり、6,000名の交換手の首切 りが表面化してきたことから、調査・交流の要 求が強く出された。とはいえ、連合・全電通と 定期協議をもち、毎年相互に訪問し友好関係を もっているCWAが、全労連・通信労組を受け 入れてくれるだろうか? 暗中模索の中での半 年にわたるアポイントの末、夢が願いに、希望 に、そして実現へと、まさにドラマの展開の中 での交流実現だった。

全労連傘下で初の米国労働組合との 組織的交流

全労連傘下の労働組合ではじめて、アメリカ の労働組合と組織的交流が実現した背景の第1

— 38 —

労働総研クォータリーNo16(94年秋季号)

は、1993年夏の全労連アメリカ・カナダ労働組 合調査の成功であった。

第2は、たたかう労働運動の再構築をめざし て粘り強く活動している、アメリカの労働者の 「正義の諸要求をめざす同盟」の中核を担って いる UE(全米電機・ラジオ・機械労組)の幹部 の努力。そして第3は、労働の質の変化と嵐の ようなリストラ「合理化」に苦悩する CWA の 組合員と職場活動家の要求だった。(全労連発 行、アメリカ・カナダ調査団報告参照)

16名の歓迎団・4時間のミーティング - 交流第1日 -

初日(2/28) はシェラトン・マンハッタンホ テルにて、CWA ニューヨーク第一地区ジャン・ ピアス議長(CWA 本部副議長)をはじめ16名(内 女性6名)の幹部・職場活動家の歓迎をうけて 4時間にわたる朝食会ではじまった。

ピアス議長の歓迎の挨拶に続き、4名の方々 から、アメリカの電気通信事情やCWAのたた かいについて報告をうけた。

★ジャン・ピアス・第一地区議長の歓迎挨拶

=長身・スマート、知的な風貌=

CWA は旧 AT&T の労働者を組織している。 1984年市内電話サービスは、7つのベル地域持 株会社に分割され、その傘下に22のベル電話会 社がつくられた。ニューヨークをはじめ北部7 州をエリアにもつナイネックス社の労働者を中 心に CWA 第一地区があり、最大のローカル組 織である。熾烈な競争の中で人員削減がやられ ているが進行する「合理化」を全面的に認めて はいない。ここニューヨークは米国の電気通信 産業の全貌がよくわかる地域だ。こちらの仲間 とよく知り合い楽しい滞在を願っている。

★ケン・ペラー・第一地区調査部長

=通信問題の専門家、髭の優しい紳士=

「かつて、人間は犬に餌を与え、機械を動かし て働いてきた。今は犬が人間の手をくわえてコ ンピューターにタッチさせる。「技術革新」は機 械にタッチする労働者だけを必要とし、他の労 働者は排除される……」と、犬と人間とコンピ ューターの絵を書いて説明。ナイネックス社は 自動音声識別システムで7,000人を解雇、AT& Tは7万人のオペレーターを15,000人に削減す る計画だ。リストラは通信だけでなく放送・電 気・映画 CATV など全産業にわたって行われ、 会社は吸収・合併をくり返し、ビッグカンパニ ーとなって、生産から市場を独占し、海外に進 出。CWA は産業にかかわるすべての労働者を組 織したたかう力を大きくしていくとりくみをし ている。

★ローラ・アンガー・ローカル1150議長

=女性幹部、豊富なデータで報告=

6年前わたしが議長になった時2,600人いた組 合員が今は1,000人以下。音声識別装置の導入で 18,000人の削減。さらに長距離部門と管理職で 15,000人の削減。技術革新を利用した労働者の 削減が企業と組合の協議の中で進められている …と怒りをあらわに報告。'84年以来製造部門の 42%が職場を失った。AT&T は海外で30,000人 の労働者を働かせ、2000年には海外からの収益 を50%にするという。会社は全国協約より事業 所ごとのとりきめを重視してきている。レイオ フ中止をかちとれなかった1992年の協約交渉は 悪夢だった。労働運動が正しく進むようにしな ければならない。

★カール・マイク・CWA 交渉委員

=太い声、気さくな専従幹部=

今や、技術・事務・営業のタイトルははずさ れ、総合的な能力をもつ管理職待遇の労働者が つくられる。労働者の意義が変えられ、労働組 合への結集が減り、リストラのたびに労働組合

国際・国内動向-

は弱体化させられる。会社の目的にそって労働 者も再編成させられ労使関係はさまざまな部門 単位となり、1989年から交渉は対会社ではなく、 各部門の代表がテーブルにつくようになった。 われわれは、組合員の雇用を守るために、技術 革新による新サービスは、「徐々に導入」をと要 求している。

★ボブ・バーバーリー・ローカル1101副議長

=気さくな中年の紳士、3日間の案内役=

技術革新は必要、我々にできるのはそのテン ポを遅くすること。犠牲を少なくするために、 退職金の上積み・年金の増額・医療保険の生涯 保障などかちとっていくこと。わたしは26年間 ナイネックス社で働き、47才で退職した。組合 の交渉で、賃金の50%~60%の年金と自分と妻 の生涯医療保険を約束させた。早く辞めてエン ジョイするのがアメリカでは一般的なんだ。

延々と続く報告の合間に、日本における「国 民のための電気通信をめざし、利用者と共同し た運動」「辞めないことが職場を残しサービスを 守る運動」の展開を報告。「技術革新」は国民の 暮らしと福祉、文化の向上に役立ち、労働者の 雇用と権利を守るものでなければならない、と いう立場を報告した。

6つの職場訪問と労働者との交流

- 交流1日目午後~3日目-

1日目の午後から3日目にかけて、6つの職 場を訪問した。

①大企業むけの通信サービスを24時間体制で提供している「ビジネスサービスセンター」。
 ②ニューヨーク州内の地域回線網を一括監視・統制している「ガーディアンセンター」。
 ③窓のない巨大なビルで、長距離回線網の管理・保守をしている「ロングディスタンス FAC」。
 ④フリーダイヤルなど新サービスのコンピュー

ター処理、番号案内のデーターベースや音声識 別装置、州内電話回線の発着・接続の信号処理 などの機能をもつ「シグナルセブンコントロー ルセンター」。

⑤男性も多い電話番号案内の職場「オペレータ ーサービスインフォメーション」。

⑥マルチメディアを企業向けに推進している「エ ンタープライズセンター」。

どこの職場も、コンピューターとパソコンと 大型のスクリーンにかこまれた、窓の少ない(な い)労働者がポツポツとしかいない…のが特徴 だった。

印象的だったのは、ビジネスセンターで男女 二人の職場委員に、日本の通信労働者へのメッ セージを希望した時に、間髪をいれず「なにも かも機械化すればよいのではない、人間がやっ たほうがよいことはたくさんある」「雇用・賃上 げ・育児の保障」とのコメントがかえってきた ことだった。

このビジネスセンターは、NTT が今年8月か ら導入を開始する「カスタム」(窓口や電話での 受付、番号指定、交換機への接続、開通確認、 通話・料金の管理までを一括コンピューター管 理するシステム。対象労働者6万人、1万人が 余剰と言われている)が既に導入されて、企業 の営業時間に合わせた24時間サービスを提供し ている職場であった。

慌ただしかった3日間だったが、電話機を骨 にみたてたポスターをもって街頭宣伝するアメ リカの通信労働者の苦悩、職場協力協定で条件 と引き換えに大量の労働者の解雇に協力させら れている労使協調路線の限界を知ることができ た。

労働者と全電通から意外な反応が…

帰国後、「訪米報告集」をつくり普及していず

が、意外な反応もかえってきている。 調査・ 交流の詳しい内容はぜひ、報告ダイジェスト版 や報告集を参照いただきたい。

わたしたちの報告活動が進む中で、4月13日、 全電通が下部組織に「中央本部はCWA に対 し、通信労組との交流の真意と、全電通運動に 対する理解を求める対応を行っている」との電 話連絡を発出した。そして、4月22日~28日ま で、フィリピン・マニラにて「全電通・CWA 第 7回首脳会談」を開催し声明に調印している。

労働総研クオータリー№16(94年秋季号)

時あたかも、日米両国をはじめ各国が、東南 アジアでの通信主権の確立のための経済侵略を 軌道にのせる動きが顕著になった時。情報によ る世界支配を狙うアメリカの政府・独占と、こ れに追随する、日本の政府・財界の国際戦略に もとづく支配と、人減らし「合理化」にたちむ かい、通信主権の確立と、国民のための電気通 信をめざして奮闘する決意をあらたにしている。 (通信労組訪米調査団団長・通信労組特別執行委員)

女子学生の就職難を考える

梅村 早江子

「資料請求して、返事がきたのは4社。一社は 旅行会社で、会社説明の資料ではなく、旅行案 内のパンフレットを送ってきた」(兵庫)

「下宿しており、『男子を泊めたことはあるの』 と聞かれて、『ありません』とこたえると、『レ ズなの?』といわれた」(京都)

「セミナー会場に入るまでに、2・3時間ま ち。途中トイレに行きたくてぬけると、また最 後から並び直さないといけない。だから、その 間、トイレに行きたくても、ずっと我慢してい なくてはいけない」(宮城)

……「民青同盟全国実態調査」より 「就職氷河期」——女子学生の求人倍率が 0.61。どこでも女子学生の悲鳴があふれるほど 聞かれる。大学職業研究会が発表した「1993年度 女子学生就職活動実態調査」によると、「女子で あるということで不利益を感じた」が、資料請 求の段階で62%、セミナーで53%、募集で67%、 試験面接で50%にものぼり、「就職活動のスター トラインにもたてない」ところで多くの女子学生 が悩み、また「『圧迫面接』にたえられない」、 「授業に出れない」という声も多くきかれる。

民青同盟は、こうした声を全国から持ちよっ て、6月に「女子学生の就職難打開と男女差別 をなくす中央行動」を開催し、宣伝対話・労働 省交渉、国会議員への要請、懇談などを行って きた。交渉では、①就職差別の実態を国・労働 省が責任を持って調査せよ、②セクハラ面接を 止めさせよ、③相談窓口(労働省が、女子学生 の就職難に対応して各都道府県の婦人少年室に 緊急に設置したもの)④大企業の横暴と不況に メスを入れ、「企業の社会的責任」と青年の未来 を考え、企業が求人を出すよう指導せよ、⑤「男 女雇用機会均等」の罰則強化と改正を行い、女

国際・国内動向

子であるための差別を法的に無くせ、を要求し、 「女子だけに自宅通勤でないと採用しませんと いうことは、『指針』(*事業主が講ずるように 努めるべき措置についての指針)に触れる。そ ういうことがあれば指導する」「相談窓口の宣伝 のため、できるだけのことはする」などを約束 させた。

大企業の横暴にメスを

特にとりくみを通して、感じていることは、 就職難のおおもとにある、「大企業の横暴」「企 業の論理」を明らかにし、たたかいをひろげる ことが大切であるということである。

女子学生との対話の中でも、「不況だからしか たがないので」という声も少なくなく、「最初の 給料(初任給)は減らして新卒学生はとりたい」 (日経連提言)という発言からも大切である。

そもそも、女子学生の就職難は、青年全体の 就職難とともに、男女差別が加わっておこって いる。たとえば、男子学生は、民間調査機関の 発表によると、5月中旬の段階で、全上場企業 (2,153社)の新卒採用計画は、採用予定者総数 が約7万5千人。来春卒業予定の大学生の19%、 男子学生は5人に1人しか上場企業に就職でき ない数字である。大卒男子の採用予定数は約6 万人。女子は約1万5千人の見込であり、今春 採用実績に比べ男子も約1万人減り、ピークだ った91年春実績の半分となっている。

また、専門学校も、全国に122万5千人いると いわれる、多くの大企業が「一般職採用ゼロ」 をうちだすなど事務職の求人が激変しているな かで、「専門学校」の約5分の1をしめる商業実 務関係の学校は大打撃をうけ、ただでさえ求人 が減っているのに、「高卒以上」の求人に大学生 や短大生が流れ込んでくるため、いっそう激し くなっているという。 高校生も、例えば、例年500人の高校生を採用 していた松下電気が300人に削減し、就職難で、 このチャンスをねらって、自衛隊への勧誘がさ かんになっている。

こうした、青年の就職難は、まさに、バブル がはじけて、大企業は人減らし「合理化」や下 請け切り捨て、そして、生産拠点の海外移転、 こうしたつけを青年にまわしていることからお こっている。(ちなみに青年の失業率は全世代平 均の2倍=5.1%である。)同時に、不況といい ながら資本金10億円以上の大企業だけで、120兆 円からの内部留保が蓄えられている。「スチュワ ーデス採用ゼロ」を発表した日航で、現在6.500 人のスチュワーデスを1997年には8.000人以上に ふやし、それをアルバイトやタイ人スチュワー デスだけを雇う子会社をつくって、国際線の20 %の運行を肩代わりさせようとする計画もある という。「スチュワーデス」の夢を踏みつけにし て、ひたすら「コストダウン」を追及する「企 業の論理」がくっきりあらわれている。

巨額な内部留保などをみても、大企業は就職 難を打開するだけの力を持っているし、また大 企業のもうけ最優先をやめさせ、日本の巨大な 経済力にふさわしい社会的責任を果させ、大企 業の横暴に民主的規制を加えることが、就職難 を打開するうえでも求められている。こうした 打開する展望をともに考え、ひろげることが運 動を強く、そして大きく広げていくうえで大切 と感じている。

男女雇用機会均等法の是正と罰則強化を

また、男女雇用機会均等法の是正が待ったな しに求められている。労働省は、女子学生の就 職差別問題に対応するため、4月に「事業主が 講ずるように努めるべき措置についての指針」

労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

の改定を行い、企業の指導にあたっているとい われている。

この「指針」は学生むけにパンフレットにも なり、紹介されている。具体的には5つの指針 一①事業主は、募集・採用に当たって、女性で あることを理由にその対象から女性を排除しな いこと、②男女の募集・採用にあたって、女性 についての募集・採用する人数の限度を設けな いこと、③年令、未婚、既婚の別、通勤の条件 などを設ける場合は、男性と比較して女性に不 利なものにしないこと、④求人内容の説明など 募集採用に関する情報の提供について、男性と 比べて女性を不利に扱わないこと、⑤採用試験 の実施にあたって、男性と比較して女性に不利 なあつかいをしないこと―がある。

こうした「指針」に照らしてみれば、セミナ ー会場に「女子はとりません」の看板、男性の みに会社案内などの資料を送付するなど、いま 就職活動の中で、女子学生がぶつかっている問 題は、この指針通りに徹底されれば、多くは解 決する問題である。しかし、指針は、「努力目標」 であるため、実際は企業のやりたい放題。参議 院労働委員会で日本共産党の吉川春子議員の質 間に対して、労働省の松原女性局長は、「企業の 募集は自由」「だから女子差別は均等法に違反し ない」とこたえ、どんな責任を持って、この指 針を出しているのか疑うところである。事態を 深刻にとらえるなら、罰則強化など、企業への 徹底した指導ができるような法律へ改善するこ とがまったなしに求められている。

私たちは「婦人少年室」の「相談窓口」につ いても調査した。これは、就職難に対応し、労 働省が緊急に設けたのだが、多くの女子学生は あることすら知らない。ある大学の就職課では、

「行ってもためにならないよ」といわれたり、 また別の大学では、パンフレットが全く目立た ないところに数部置いてあるだけであった。

政府・労働省は、対応しているというが、企 業に対して、きっぱりいえない点、女子学生か ら見た対応など、全く不十分である。

また、女子学生の心を傷付けているのは、面 接時の圧迫質問である。「君きれいだね。彼氏い るの」「処女ですか」などの質問もあり、日本の 人権や民主主義の度合いがくっきりと表われた 問題であり、徹底追及すべき問題である。

「民青新聞」で明らかにしてきたが、こうした 実態は、世界と比べるといっそう問題点がはっ きりしてくる。アメリカでは、年令制限の禁止、 雇用差別禁止法があるため、経歴書に人種、生 年月日、性別既婚・未婚、家族関係などを書く 必要はない。ドイツでも職務に直接関係ない問 題を聞くことはプライバシーや人権の保護のた めに許されないようになっている。90年にヨー ロッパ裁判所は、妊娠の有無を聞くことは、女 性の差別につながるため許されないと判断し、 ヨーロッパ全体の共通の見解になっているとい う。

日本の労働省は「面接については規定がない」 と繰り返し、とりしまることはできないと終始 したが、「泣き寝入りしろというのか」との訴え に、「私の専門は均等法の解釈なので……」と事 実は認めざるをえなかった。

そもそも、就職とはそれぞれの人生にとって 最大の事業である。小さい頃から、「スチュワー デスになりたい」「エンジニアになりたい」など 夢を持って学び続け、いよいよ希望を持って社 会への「旅立ち」というとき、その夢をうちや ぶられる――一人ひとりの生きがいある人生を 考えれば、黙っておれない問題である。また人 間らしく生きていくうえでどうしても解決しな ければならない問題だから、この間多くの女子 学生が運動にたちあがっている。

-43 -

国際・国内動向

青年の中でさらに運動をひろげるとともに、 日本の未来にかかわる問題として、労働組合の 方や、大学人の方々とも、大きく共同し、企業 への実際のはたらきかけなど世論と運動を広げ たいと思う。

(日本民主青年同盟中央副委員長)

うんゆ一般の最近の動向について 一基本路線にもとづく運動と組織の強化一

坂田 晋作

基本路線の確立

運輸一般は、8月末に開催した第28回定期大 会で「新しい情勢のもとでの基本路線の発展と 産業別労働組合の基盤強化をはかる第2次中期 的方針」を決定した。

「中期的方針」は、90年代を展望した中・長期 的スタンスにたって運動と組織の本格的強化を はかるために、提起したものである。一「中期 的方針」は、第1次(92年~94年)、第2次(95 年~97年)、第3次(98年~2000年)にわたって 提起することになっている。

運輸一般は、6年前の第22回定期大会(88年 9月)に、「運輸一般の基本路線の発展と『組織 建設』・中期的展望」を提起し、運輸一般結成以 来10年間の、運動と組織のあり方を全面的に総 括すると同時に、全労連の結成(89年11月)を 目前にひかえ、この歴史的事業に自ら参画して いくため、「綱領と規約」の創造的・具体的発展 をめざし基本路線の確立に着手してきた。

第2次「中期的方針」は、「中期的展望」と第 1次「中期的方針」の理論的・実践的検証を経 て確立した基本路線の3つの柱―第1の柱・産 業別統一闘争、第2の柱・国民的政治闘争、第 3の柱・組織建設一を、今日の新しい情勢のも とで、いっそう発展させた内容となっている。

運輸一般の運動上・組織上の到達点には、こ の基本路線の確立とそれにもとづく実践という ウラづけがある。以下、要求闘争と組織建設の 面から具体的にみてみよう。

攻勢的な要求闘争の展開

第1の柱である産業別統一闘争は、運輸一般 が独自に創造的に確立してきた闘争形態である。 それは3つの形態(①統一要求・統一闘争 ② 業種別運動 ③職場改善闘争)として定式化し ている。こうした闘争形態をとってきたのは、 運輸一般が、多業種の産業別組織であること、 しかも組織規模の小さな支部・分会が多数を占 めていること。あわせて、多くの組織化対象が 中小零細企業であり、重層的下請構造に組み込 まれているなどの組織的特質をもっていること。

さらに、運輸一般の地本・支部・分会が、職 場、業種、地域ですべての労働者・労働組合を 視野に闘争を展開し、全労連の組織構成(単産 と地方労連で構成)の優位性を発揮していくこ と。この点をふまえているからである。このよ うにして、全労連結成後、運輸産別・中小産別

- 44 ---

労働総研クォータリーNo16(94年秋季号)

の本流として、産業別統一闘争の本格的強化を はかってきたのである。

闘争形態とともに重視したのは、要求目標を 具体的に提起することである。運輸産業をはじ め中小企業に働く労働者の賃金・労働条件はき わめて劣悪であり、これを改善していくために、 「全産業水準への到達」と「荷主産業水準への 到達」を要求目標としてかかげてきた。「トラッ ク運転者の年収700万円以上」とか、「退職金勤 続30年で1,000万円以上」などは、当面の具体的 な要求目標の一例である。

このように、要求目標を明確にし、企業横断 的な「産業別統一労働条件の確立」と「公正な 競争条件の確立」をめざし、統一要求・統一闘 争を展開してきたこと。その結果、全労連とし てたたかった5度の春闘、一時金闘争では連合 傘下の同一産別(運輸労連、交通労連)を上回 る獲得実績をあげてきた。

統一要求・統一關争と表裏の関係にあるのが 業種別運動である。運輸一般が多業種で構成さ れていることは先にふれた。ここから業種別に 統一要求・統一闘争を追求していくこと。あわ せて業界をめぐる諸問題を調査・分析し中小企 業・業界の経営環境を改善していく政策闘争を 展開してきたこと。一大企業・荷主による運賃・ 単価の切り下げ、日通、佐川などの運輸大手の 運賃ダンピングの規制、過積載一掃など。

これは「賃金・労働条件の向上と経営の安定」 を一体のものとして追求していくという中小企 業労働組合運動の基本にたった運動展開である。 年金闘争、高速道路料金値上げ反対闘争などで の中小企業経営者との共同もここから発展した ものである。

職場改善闘争は、統一要求・統一闘争の職場 からの追求と組合員の多様な要求のくみ上げ、 業種別運動や地域闘争への参加など、職場を基 礎に労働組合運動を構築していく闘争として重 視してきたのである。

第2の柱である国民的政治闘争は、全面的な 生活改善と政治革新をめざす闘争として展開し てきた。そのために、要求闘争を2つの面から 追求していくことを明確にしてきた。

1つは、労働者の基本的要求(賃金、労働条件の改善)を実現していく闘争である。2つは、 制度政策要求(年金、健保、税制などの改善) を実現していく闘争である。

とりわけ、制度政策要求は政府、自治体へむ けてのたたかいが基本であり、政治を革新して いくたたかいと結びつけることによって、大き く前進させることができる。このようにして、 要求実現と政治とのかかわりを意識的に追求し、 国民的政治闘争への自覚的なとりくみを重視し てきたこと。さらに、一致する要求・課題にも とづく政党との協力・共同を職場段階から追求 していくこと、政党・政治活動の自由の保障、 政党選択の基準(①私たちの要求を支持し、そ の実現のために力をつくすかどうか ②政治革 新の立場をとるかどうか)による正しい政治判 断と選挙闘争の展開。「冷戦終結・保革対立消滅」 論などのイデオロギー攻撃とのたたかいを重視 してきた。新旧連立各党による「総与党化」体 制、連合の保守化・政党化という新たな状況の もとで、いっそうこの闘争は重要となっている。

全面的な生活改善をめざすうえで大切なこと は、実利を獲得する闘争と制度政策要求による 社会的規制をはかる闘争を結びつけることであ る。時短闘争と労基法の抜本改正、定年・退職 金の改善と年金闘争など。

三位一体作戦による組織化

第3の柱である組織建設は、組織拡大と組織 強化を内容としている。

— 45 —

国際・国内動向

第2次「中期的方針」では、5万人単産の建 設をめざす組織拡大5ヵ年計画(95年~99年) を提起している。基本構想として1つは、多業 種産別をめざす「4つの分野」(①職場における 多数派形成 ②業種における未加盟労組、未組 織労働者の組織化 ③地方・地域における未加 盟労組、未組織労働者の組織化 ④労働者供給 事業などによる直接労使関係をもたない労働者 の組織化)での組織化。2つは、全国47都道府 県への地本建設、3つは、他単産、単独労組と の組織合同—を打ち出している。

90年代に入ってから運輸一般は、5千人をこ える組織拡大をおこない結成以来、最高の組織 勢力(94年6月時点で22,000人)となった。組 織化が前進している最大の要因は、要求闘争・ 宣伝活動・組織化運動を一体的に追求していく 三位一体作戦にある。

90年代初頭に始まった戦後最大・最長の不況 のもとで仕事量の減少、売上減、運賃・単価の 切り下げなどが中小業界を直撃している。同時 にトラック運輸業界では90年12月に施行された 物流二法(貨物自動車運送事業法・貨物運送取 扱事業法)によって運賃と参入の自由化をはか る規制緩和が強行された。

こうしたもとで、過当競争の激化とこれをテ コとしたリストラ「合理化」の攻撃が強まって いる。一方、職場における矛盾と要求はいっそ うのひろがりと切実さをましている。

組織化の問題も、先にみた政局の動向とあわ せて、こうした新たな状況をとらえ、組織化の 条件を具体的に分析し、攻勢的な組織化運動を 展開していく必要がある。いくら要求が切実で あっても、それが即、たたかいと組織化に結び つくものではない。多くの労働者は、全労連の 存在も労働者の利益を守ってたたかっている労 働組合があることも知らないのである。ここか ら組織化は要求闘争・宣伝活動と結びつけて展 開していくという三位一体作戦が基本になるの である。

この間の運輸一般の組織化をみても、空白に 近かった四国、東北、北陸、中国地方で組織化 が前進していること、連合傘下の職場から運輸 一般への加入が目立っていること(フットワー ク、日通など)、不況打開、リストラ「合理化」 とのたたかいを通じて労働組合を結成している こと(北海道のデルマール、道南化学など)、地 方・地域労連との連携で地域における組織化が すすんでいること(福島、北海道、四国、広島 など)、業種別運動による全国的な影響力のひろ がりによる組織化(酸素、重機、清掃など)、職 場における組織の統合(運輸労連を脱退し、運 輸一般への組織統合)など、これまでと違った 様相と特徴がある。

今日の状況は組織化にとってチャンスである。 しかし、労働組合存立の原点にたって、広範な 労働者・労働組合に影響力をおよぼす攻勢的な 要求闘争と大宣伝活動を展開しなければ、労働 者に確信をあたえ、たたかいへのエネルギーを くみつくすことはできない。

社会党は自民党と連立政権を組み、悪政の直 接の執行者となっており、連合は財界と一体に なって春闘解体、リストラ「合理化」を推進し ている。ますます労働者・国民との矛盾を激化 させずにはおかない。全労連とその傘下の単産・ 地方労連が名実ともに日本の労働組合運動の本 流として真価を発揮することがいま強く求めら れているのである。

(全日本運輸一般労働組合委員長)

— 46 —

プロジェクト研究部会報告

関西圈産業労働研究会

1. これまでの研究会活動

関西圏産業労働研究会は、昨年3月、「大企業 と行政による関西圏のリストラクチュアリング の方向、産業労働実態、地域労働運動の対応と 方向について研究すること」を目標として発足 した。研究会には、社会政策・労働問題のベテ ラン研究者の指導のもとに、ローカルセンター の中心的活動家と社会政策・労働問題、経営学、 会計学、金融論、産業論など、多分野にわたる 比較的若い研究者が参加している。このことが、 研究会の構成上の特徴となっている。

このような構成をふまえて、昨年度は参加者 の個別的な研究課題と地域の労働運動の直面す る課題とをすりあわせることを柱として、以下 のような研究会を行った。

第1回「階級的労働組合運動と地域産業政策」 /第2回「労働組合と改良労働制―労働組合 の階級性の発展法則」/第3回~第6回「産業労 働研究と私の研究課題[①ドイツ労使関係の 研究から ②現代産業合理化論から ③家族 研究の到達点から ④金融バブルと銀行の社 会的責任 ⑤独占的部門構造・企業統治・企業 責任 ⑥消費者被害と消費者行政 ⑦企業系列 を考える ⑧産業研究の課題]」/第7回「三 好正巳著『産業労働論序説』の検討」/第8回 「94国民春闘と全労連・大阪労連のたたかい」

上瀧 真生

本年度前期は、以上の研究会をふまえて今日 の日本資本主義の動向とそれに対置される政策 的な提起を検討することを課題とし、以下のと おり、日本共産党経済政策委員会著『新・日本 経済への提言』を2度にわたって検討した。

第9回「『新・日本経済への提言』の検討(1)産 業論の視点から」/第10回「同(2)財政論の視点 から」

2. 研究会での議論

研究会では、多分野の、しかも比較的若い研 究者が多く参加していることもあって、まだ、 統一的なテーマで見解をまとめるところまでに は至っていない。こごでは、研究会の中で出さ れた二つの問題提起・見地を紹介し、研究会の 内容の一端を報告したいと思う。なお、ここで 紹介する見地も研究会で意見の一致をみたもの ではなく、事務局担当者個人が研究会から学ん だものである。

第1は、日本独占資本主義が急速な変貌を遂 げようとしている今日、地域内で完結するよう な政策提起が困難になっているという問題であ る。本研究会は、関西圏という日本国内の一つ の地域を研究対象として設定しているが、現実 にそこで起こっている問題の多くは、地域内だ けで解決することがますます難しくなっている。 この間、関西地域で起こっている事態、たと

— 47 —

プロジェクト研究部会報告・討論のひろば-

えば大阪に集積する機械金属加工の中小企業の 困難や丹後機業の不振の中での自殺者の多発な どは、たしかに地域の問題ではある。しかしそ れらは、急激な円高、および大企業の海外進出 とリストラクチュアリングの進展の中で起きて いる事態である。地域で起こる諸問題は、今や 国際的な経済関係の変化とその中での日本独占 資本主義の全体的な動向とに直結して引き起こ されている。その解決の方策についても、地方 自治体がなしうる施策は限定された救済策でし かない。今日、日本資本主義のマクロ的な進路 を示すことなしに地域の問題の解決策を示すこ とは難しくなっている。

こうした事態のなかでの地域研究やローカル センターの活動とは、どうあるべきか。地域の 独自な諸問題と諸要求を拾い集め分析するにし ても、それらは常に国際的な経済関係とその中 での日本資本主義の運動との関係で位置づけら れなければならない。もちろん、これは今まで にも認識されてきたことだが、今日ますます、 地域の諸問題・諸要求を日本資本主義全体の進 路を問うことに結びつけていく努力を強めるこ とが必要とされているのではないだろうか。

第2に、今日、日本資本主義全体の進路を問 題にする場合、産業論的見地が必要になってい るという問題である。

現在の日本独占資本のリストラクチュアリン グは、アメリカを中心とした国際的な圧力によ って、国際的な労働条件をはるかに下回る賃金・ 労働条件で労働者を搾取することを基礎に築い た輸出主導型の蓄積様式の転換を迫られたこと に端を発している。この圧力の中で日本の独占 資本は、その高蓄積を維持することをめざして、 生産拠点の海外移転と国内でのコスト削減を推 進しようとしているのである。したがって、独 占資本の無政府的な海外移転促進を民主的に規 制することは、地域の産業と雇用の空洞化を防 ぐために緊急な課題である。

しかし、輸出にあまりに依存した日本の独占 資本主義の蓄積様式は、国際的な経済関係の民 主的な発展という見地からしても問題である。 とすれば、輸出主導型の独占資本のもとに形成 された今日の諸産業のあり方はなんらかの転換 を必要としている。また、生産力の発展によっ て、独占的な高蓄積を規制したとしても、相対 的に過剰な労働力がいくつかの部面で生じるこ ともありうる。そうした場合、他産業への転換 を迫られている産業や相対的に過剰な労働力を かかえた産業を、雇用と賃金・労働条件を守り ながら、どの方向に、どのように誘導していく のかが問題になる。

その際、労働時間を中心とした労働条件を国際的な水準に引き上げ、賃下げなきワークシェ アリングを行うことがマクロ的には大前提であ る。しかし、今日の日本独占資本がすすめてい る転換に対置して政策的な提起をおこなうため には、さらに進んで、国内的な利害関係だけで なく国際的な連帯の見地もふまえて、どのよう な産業のあり方を求めるのか、そこにどのよう な道程で至るのかを探求することが不可欠にな っているのではないだろうか。

3. 今後の研究会の方向性

本研究会は、今年度後期には「規制緩和」問 題を柱として、今日の日本独占資本主義の変貌 とその地域への影響を検討していくことを予定 している。研究会では先にその一端を紹介した ような自由闊達な議論を旨とした探求的な運営 をめざし、同時にその成果をふまえて研究会参 加者が地域の労働運動からの個別的な研究の要 請に応える体制をつくりたいと思っている。

(会員・流通科学大学助教授)

- 48 ----



討論のひろば

「県労連は不知」とローカルセンター を否定する国

小川 英雄

福島県労連はこの5月、国を相手に「福島地 方最低賃金審議会労働者代表の任命取り消しと 損害賠償を求める」訴訟を起こした。全国的に みれば、地方労働委員会は沖縄・高知で県労連 代表を選出させ大阪などで連合独占を打ち破っ てきたが、最賃委員は全都道府県連合独占任命、 県労連0であり、任命当事者である国の明確な 組合間差別=国家的不当労働行為である。

これまで地労委委員をめぐる訴訟は、全国で 中労委始め各都道府県でも闘われているが、最 賃委員についての訴訟は、福島が初めてのケー スとなった。福島県の最賃・地労委ともに1990 年以前は、県労協二・県同盟二・ローカルセン ターではない電機一の割り振りが20年以上にわ たって続けられてきたが、90年以降は、県労連 の推薦するメンバーは拒否され続け、連合福島 のみが5人全員を独占するという異常な事態が 続いてきた。

福島県労連と弁護団は、最賃審議会委員の任 期が1年しかないことから、6月27日の第1回 目の口頭弁論から全部主張してしまおうと、伊 藤県労連議長や私、荒木弁護士が陳述を行った。 この中では、歴史的にも全労連・連合に二分化 した中でしか起こっていない異様な差別である とともに、労働省が出している「最賃マニュア ル」の「委員選任の原則」にも反して、今期任 命された委員の中には「在任期間8年以上」の 委員が、労働者委員2人始め5人もいることを 指摘し、「労働省が県労連排除のためなら自らの 通達にも反することを公然と行っている」こと ─労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

を厳しく糾弾した。

しかし、当日国が出した「答弁書」では、「任 命拒否処分は存在しない」とか『特定の労働組 合が推薦した候補者が労働者代表委員に任命さ れなかったからといって、候補者を推薦した当 該労働組合の「法律上の利益」を侵害するでは なく』、県労連にも原告2名にも本件任命処分の 取り消しを求める原告適格がないから、「不適法 な訴えとして却下されるべきである」と、相変 わらず「門前払い」の主張に終始し、自らの通 達との相違には口を拭っている。

しかし、労働省の論法の最大の矛盾は、「法は ……特定の労働組合の利益を反映すべきことを 保障したものではない」と言いながら、実際に は「労働省が連合のみを独占任命し、特定の労 働組合の利益のみを反映させてきた」ことにあ る。しかも労働者代表は「当該地域の労働者一 般の正当な利益が反映されることを期待したも の」と述べているが、「連合」が賃上げ抑制や「合 理化」の推進で「労働者一般の利益を反映」す るどころか、「経営者一般の利益を反映」する団 体であり、これに比して県労連が自らの組合員 の利益のみならず、「パート110番」や「過労死 110番」などの活動を通じて「連合」組合員や未 組織労働者を含め、「地域の労働者一般の利益を 守って闘っていること」は誰の目からも明らか である。

こうした論議で窮した国はこともあろうに「原 告県労連がローカルセンターであること…は不 知」と、県労連否定の主張を持ち出してきた。 すると県労連は何の団体ということになるのだ ろう。こうした正当な理論もなく、自分たちの 言いなりになる労働団体の労働者委員に任命す るという国家的不当労働行為を重ねるだけの労 働省の差別を、一日も早くやめさせるためにさ らに奮闘していきたい。(福島県労連事務局長)

サッチャーリズム下の階級・政治動向 J.ウェスターガード著 『イギリス階級論』を読む

濱嶋 朗

本書は、著者が一昨年冬に一橋大学で行った 連続講義を訳出したもので、邦訳のタイトルは 上記のようだが、原題は『1979年以降のイギリ スにおける階級―事実・理論・イデオロギー』 となっている。これは、1975年に出た『資本主 義社会の階級』(H.レスラーと共著)の後編にあ たり、70年代までとそれ以後というふうに扱う 時期はちがうけれども、同じ視座と手法で80年 代の階級構造やそれをめぐる政治的・イデオロ ギー的状況を簡潔に解明したものである。一言 でいえば、原題が示すように、70年代までの比 較的安定した政・労・使の政治的妥協形態であ るネオ・コーポラティズムが79年以降の保守党 支配に変わり、サッチャーリズムといわれる新 保守主義的政策のもとで階級間の格差がひどく なる一方なのに、これを蔽いかくすイデオロギ - (「無階級性」の幻想)がはびこり、現状突破 への展望がなかなか開けない閉塞状況を、マル クス主義的階級分析の視点からとらえたもので ある。

こうした状況にたいして、著者は、イデオロ ギーによってではなく事実に即して論戦を挑み、 階級否定の言説・イデオロギーを批判的に検討 しつつ、その背後にある政治過程をえぐり出し て、今後の展望を切り開こうとする。

第1章では、1979年の総選挙を転換点とする 階級構造の推移が跡づけられる。労働党の敗退 に代わる保守党急進右派政権のもとで、労組へ のしめつけ強化、公営企業の民営化など私企業

のイニシアティヴ強化をはかる一方で、住宅・ 医療など福祉の一部切り捨て、直接税軽減とひ きかえの公共支出の抑制などを強行する政策(サ ッチャーリズム) がとられた結果、所得や資産 の配分における格差の増大、つまり貧富の差が 深刻化し、分極化傾向がこれまでよりもいっそ う強まった事実が、各種データをもとにあばき 出される。第2章では、主としてイギリス社会 学における階級分析のあり方が批判的に検討さ れる。とくに60年代以降における経済の成長と 消費水準の上昇を背景とする広汎な労働者階級 の富裕化とそれにともなう生活や意識の中流化 をめぐる論議がとりあげられるが、ゴールドソ ープらによる「豊かな労働者」論でもその生活 や意識の中流化や保守化にもかかわらず、労働 者階級は健在だとされている点に言及する。な お、階級以外にも性、年令、人種などによる差 別(外国人労働者や女性、老人たちが概して下 層に位置づけられる事実)への論及もあるが、 著者がジェンダーの問題を階級分析と関連させ て重視している点は注目されてよい。この点は あとでふれよう。

ところで、サッチャーリズム下の階級構造や それをめぐる政治的・イデオロギー的状況とし てとくに注目をひくのは、以前よりも深刻化す る分極化傾向を象徴するかのように、底辺を構 成する「アンダークラス」が脚光を浴びる反面 で、頂点を構成する「トップクラス」があいま いにぼかされ、両者の中間をなす厖大な層(い

労働総研クォータリー№16 (94年秋季号)

わば中間大衆)の無階級性の背後におおいかく されているという事態であろう。この点の解明 は第3章で行われるが、これまでの記述がやや 平板で新味にとぼしいのにくらべると、かなり の熱気が感じられる。労働党凋落の原因究明と もかかわって、本書の読ませどころといえるか もしれない。

ところで著者によると、いわゆる「アンダー・ クラス」論には右派的立場からする「道徳的堕 落」説と中道ないし左派的立場からする「見捨 てられた貧困」説との二つが区別される。前者 は、最下層の人びとを道徳的堕落がもとで貧困 におちいり、社会の残りの部分から切り捨てら れた少数派とみなし、最下層への転落は小市民 的徳性(勤労節約、独立自尊など)の欠落、い わば自堕落の結果であり、自業自得だとされる。 後者は、80年代に増大した失業者・低位不安定 就業者、母子家庭などの被保護世帯、最低限の 年金生活者など、労働者階級から永続的に排除 された生活困窮者をアンダークラスとみなす。 いわばサッチャーリズムの犠牲者ということに なろう。左右いずれの立場をとるにせよ、自堕 落な落伍者であれ見捨てられた生活困窮者であ れ、それらは社会のごく少数派にすぎず、残り の部分は「豊かさの増大を共有する無階級の多 数派大衆」であり、その間に階級的断層はない から、古い階級的分断(ひいては両極分解論) はこんにちますます無意味になったとすること によって、両極分解ないし窮乏化の事実を故意 にゆがめ、あるいは否定して、現状を肯定し正 当化するイデオロギーとして作用する点では大 差ない。これにひきかえ、ひとにぎりのトップ クラスに富と権力がますます集中している事実 は、無階級の多数派大衆の背後にかくされてし まう。

このように、著者にとって問題なのは、80年

代のサッチャーリズム下の階級構造がするどく 分裂・分断しているにもかかわらず、無階級の 多数派大衆の精神状況が没イデオロギー的ない しは保守的なムードにどっぷりひたっていると いう、鋭いコントラストにほかならない。そこ から、なぜそうなのか、が問われざるをえない。 いいかえるならば、「即自的」階級分裂が尖鋭化 しているのに、なぜ「対自的」階級分裂が色あ せてしまったようにみえるのか、といったマル クス主義階級論の根幹にかかわる問題に著者は 直面せざるをえなくなる。

この問題は、これまで大衆社会論や脱工業化 社会論、イデオロギー終焉論や豊かな労働者論 などによってくりかえし問われてきた問題であ って、とりたてて新味はない。即自的階級から 対自的階級への発展ではなく、即自的階級状態 への退行・固着は、労働者をふくむ無階級の多 数派大衆の体制内編入による労働党離れとして あらわれる。著者によると、その原因は、(産業・ 階級構造の変動などの経済過程以外に)、労働党 の政権担当能力の貧困さ、階級的妥協のうえに 立つ改良主義への埋没、コーポラティスト政策 の失敗、不毛なストライキの頻発による混乱な ど政治過程に求められる。一言でいえば、それ は階級闘争の制度化に対応する「階級政治の制 度化」に起因し、とりわけ無階級の多数派大衆 というマージナルな浮動層 (とくに現場監督者、 下級技術者、職員など)における労働党への幻 滅と保守回帰、政治への無関心と不参加をとも なっていた。そうした事情が労働党の凋落をも たらしたことはたしかであろう。ただ、マージ ナルな浮動層をふくむ労働者層のかなりのもの が、なぜ保守党や中道政党に投票したのかは、 ここからただちに説明できないように思われる。 いま一歩立ち入った分析が望まれる。

なお、マージナルな中間層の動向を占ううえ

— 51 —

書評

で、下級ホワイトカラーのかなりの部分を占め る女性職員や兼業主婦(パートタイマー)の動 向を著者が注目している点は興味をひく。とい うのは、彼女たちがキャリア組の男性と結婚し ているばあい、「ほどほどの階級的混合」結婚 が、「階級の経済的分断の先鋭化を政治的にガス 抜きする」効果をもちうるからだ。ブルーカラ ーの男性と結婚する(交差階級的な)ケースも 多いので、効果のほどは確認する必要があろう が、それ以上に強調しておきたいのは、このよ うな意識や行動の根底にある「階級の経済的分 断」が女性の労働市場への大量参入によって温 存され隠蔽されている事実である。階級分解と 性別階層分化とを統一的に把握する立場を推し 進めていたら、著者の分析や主張はもっとアピ ールすることができたにちがいない。いずれに せよ、本書が提起した問題はイギリスだけでは なく、総保守化への傾斜を強めつつあるかにみ えるわが国の状況にとっても、他人事ではない 重要な示唆をふくんでいる。その意味で、小冊 子ながら大いに参考になるであろう。

(渡辺雅男訳、青木書店、1993年12月刊、2266 円)

(帝京大学教授)

久保新一著

『戦後世界経済の転換--ME 化・NIES 化の線上で』

本書は全9章からなり、対象範囲も日本、西 ドイツ、アメリカ、韓国、台湾、香港、シンガ ポールと、今日の世界における問題地域をほぼ カヴァーした、文字どおりの「戦後世界経済」 の解析を試みた大著である。また久保氏の1986 年から1993年のあしかけ7年にわたる研究成果 を集大成した著書でもある。ちなみにそれは章 だてをみれば一目瞭然である。

第1章 ME化・NIES 化の分析視角

- 第2章 冷戦体制解体の力学と日本・東アジア NIES―アジア的基盤における ME 化 の受容と展開
- 第3章 アメリカ産業のリストラクチャリング と「空洞化」--鉄鋼・自動車・ハイテ ク産業中心に
- 第4章 西ドイツ産業危機とME化

五木 武利

第5章	転換期の台湾経済における輸出加工区
	と ME 産業
第6章	転換期の韓国経済と ME 産業
第7章	香港とシンガポールの ME 化・情報化
第8章	1980年代における日本の ME 化・情報
	化
第9章	冷戦世界経済の性格と分析視角

本書は冷戦体制を座標軸とし「1967年(アメ リカー評者)デタント路線への転換と、1971年 (アメリカー評者)貿易収支の78年ぶりの赤字 転落に示される IMF 体制の破綻」(ii頁)を画 期として、その冷戦体制は解体過程、「冷戦の第 ニラウンド」にはいる、としている。そして「こ の第二ラウンドの展開基軸であると同時に解体 基軸となった ME 化と日本・NIES に焦点をあ て、その分析を通して興隆の原因と特質を探り、 それが冷戦後世界にもつ意味を明らかにするこ と」(iii頁)が本書の目的である。その分析の方 法論は「再生産論とその具体化」であるとし、

「国際化しハイテク化・サービス化した現段階 の経済構造分析にはなじまない」(iii頁)という 批判も予想されうる。がしかし「各国の内因(構 造的特殊性)分析」(iii頁)の充実のためには、 今日でもその有効性はいささかも失われてはい ないと主張し、その方法を解析の手段とすると している。

こうして分析の座標軸と方法論を確定した上 で、久保氏は各章へと論を進める。ここでは紙 幅の関係で全部の章を要約・紹介するわけには 行かないので、特に評者の問題関心にそって重 要と思われる章を中心として、内容を紹介した いと思う。第1章では「東アジア NIES の諸説」 の検討をふまえ、これらの地域の「興隆」の「歴 史的基盤」と「世界史的条件」を展開した上で、 第2章へと氏は論を進める。第2章は「冷戦体 制の解体の枢要点」を「冷戦と科学技術革命の 産物である ME 化・情報化を基調とする新しい 生産重心が、東アジア的基盤のうえに受容され てそこで展開し」(38頁)たことにおき、これが 「日本や東アジア NIES の興隆」と裏腹に米を 行き詰まらせ、ソ連を崩壊に導いたと、するの である。その「受容基盤」とは「欧米市民社会 にたいする日本、東アジア(社会主義中国を含 む)の『擬似共同体社会』の勃興と優位」(38頁) とする。さらに具体的に韓国や台湾にそくして、 冷戦の力学をおいた上で、「反共・軍事独裁体制

(アジア的専制支配=隷従の現代的形態)の基 盤を形成し、資本による総体奴隷制的労働編成 を可能にし、それが ME 産業の受容基盤となっ ていく。」というのである。東アジア NIES・日 本興隆の興味深い指摘がここでなされている。 注目すべき論点であろう。

労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

次に興味深い問題提起としては、1987から90 年にかけてのいわゆる「バブル景気」と「ME 循 環」規定についてである。「……輸出依存型成長 に代わる、高度成長期以来の民間設備投資の盛 り上がりを中心とした内需主導型成長であり…… 中身は、情報化投資であり高度成長期の鉄鋼= 機械4部門主軸の『投資が投資を呼ぶ』能力増 強・新設投資『I部門内部循環』の型とはいち じるしく性格をことにしている」(233頁)。そし て「『I部門内部循環』に代わる新しい『ME 循 環』が登場する。」(244頁)、と主張する。戦後 日本資本主義の蓄積メカニズムの転態の大胆な 指摘である。1985年産業連関表の解析によって

「ME 循環」を導出・規定しているので、1985年 以前にすでにそのメカニズムが形成されたのか、 それとも1980年代後半「バブル景気」が形成の 画期となるのか、定かではないが、一歩踏み込 んだ展開・発展を期待したいところである。

本書が氏の労作であることは冒頭で述べたと おりであるが、評者なりの問題点・疑問を述べ ることによって、まとめとしよう。問題はまず 構成上の基軸である。冷戦体制解体という座標 軸の画期の問題である。7年間にわたってかか れた論文集であるので、やむを得ないのかも知 れないが、氏は冷戦体制の解体のメルクマール の第一段階を「1971年(米)貿易収支の赤字転 落に示される IMF 体制の破綻」(ii)に、また 第二段階を「85年のアメリカの債務国転落」に 求めておられるようである。その際、時期区分 を「冷戦体制は解体の第一局面を迎える。」(ii) あるいは「(1)冷戦体制解体の第一階梯」(41 頁)、また「冷戦体制は解体の第一ラウンドを迎 える。」(43頁)などとしているが、評者として は用語法上の不統一が気になった。

次に第二点であるが、まさしく世界経済論で あるのでアメリカ、日本、西ドイツ、韓国、台

-53 -

書評・新刊紹介

湾、シンガポール、香港とおよそ今日問題とな る地域をすべて網羅している。このスケールに は驚かされるが、それぞれが各章として立てら れているために、相互の関係・連関が希薄にな ってしまっている点である。つまり冷戦体制解 体座標軸上の韓国はわかるが、そのときの日本 との関連、あるいはアメリカとの関連などの分 析が結果的に等閑視されてしまったといえるの ではないだろうか。これは分析方法に原因があ るのかも知れない。つまり「各国の内因(構造 的特殊性)分析」(iii頁)を重視するための「再 生産論とその具体化」を強く押し出すあまりそ



竹中恵美子・久場嬉子編 『労働力の女性化』

1986年アメリカで7か国(イギリス、カナダ、 フランス、旧西ドイツ、イタリア、スウェーデン、 アメリカ)の女性労働に関する国際会議が開か れ、先進国に共通する女性労働の特徴として女 性の労働力率の著しい上昇をあげ、「労働力の女 性化」(Feminization of the Labour Force) と称した。本書の題名および内容はもちろんそ こからきているのだが、この本は当初の概念を 超えて、日本の女性労働の現状を見ながら「労 働力の女性化」を「女性の労働そのもの」と広 く把えなおしている。

例えば OECD 加盟国である日本においては、 女性労働力率は女性労働力人口の半分程度で、 しかも長年にわたってほとんど増大していない。 うなったのかもしれない。

しかし本書はこのような点があったとしても 今日出版されることの意義は大きいし、問題点 を補って余りあると思う。それは、冷戦体制解 体を正面にかかげ、マルクス主義経済学の側で は、もう誰もいわなくなったポスト冷戦の社会 の展望を真正面の課題、問題意識の射程におさ めていることである。人類史の本史と前史の狭 間にあって、多重画期の今日にあって、苦悩を つき抜け歓喜の歌を歌おう。展望を語ろう。 (白桃書房、1993年11月刊、3,500円)

(労働問題研究家)

しかし雇用者総数中の女性雇用者割合において は著しい増加をみることができる。したがって 「労働力の女性化」は「労働力または雇用の女 性化」というつかみ方がされねばならない。さ らに女性労働の分析にあたっては労働力化され ない部分にも焦点があてられねばならない。家 庭責任が個々の女性に負わされる結果の非労働 力化や、労働として認められていないが、非労 働力であろうと労働力であろうと女性であるか ぎり荷わなければならない家事労働についても 言及されているのはそのためである。

さらには、完全には資本主義化していない途 上国の、いまだ苦汗的重筋的な家事労働を荷い つつ、様々な過度的な社会的労働に従事したり、 世界的大資本によって労働力化される女性の実 態も分析される。経済のグローバル化はこれら の地域を急激に変化させているからである。

したがって「労働力の女性化」は一つの時代 のシンボリック・ワードであったとしても、本 書の内容はそれよりももっと広い。

各章はおおむねそれぞれの課題にしっかり答 えている。特に前半の日本的企業社会の中での 女性雇用のきめ細かい分析には学ぶところが多

— 54 —

い。家事労働や日本の性別役割分業政策に関す る章も説得力が強い。諸外国に関する章も研究 の蓄積を感じさせ、全体として非常に水準の高 いものになっており、読者を決して失望させな いと思う。重複する部分も多いがそれだけ執筆 者たちの問題意識の一致度も高いということで、 むしろ本づくりのうまさに好感がもてる。

> (有斐閣、1994年3月刊、1,957円) (津田美穂子・市立名寄短期大学教授)

池上惇著

『生活の芸術化 ラスキン、モリスと現代』

著者・池上惇教授によれば、「本書はある意味 で、モリスやラスキンの経済学を彼らの芸術論 とともに再生しようとしたささやかな試み」で あり、「日本における文化経済学への関心が高ま りつつあることを背景にもって」(「おわりに」) いる。

先学の木村正身教授は、日本におけるラスキ ン関心史を、次の6つの歴史的局面に区分され る。①明治期から大正期前半にかけての『近代 絵画論』の審美的導入ブームと派生した山岳ブ ーム、②代表作の翻訳ブームと文学的なくわ入 れ研究の勃興、③昭和期はじめにかけての大正 デモクラシー期のラスキンのソーシャルな側面 への関心と評価(キリスト教社会主義と初期の 河上肇の人道主義経済学の両線のラスキン評価 の共存から、河上のマルクス経済学への移行に ともなうラスキンとマルクスの対抗関係的把握 へ)、④昭和期のマルクスのタブー化に反比例す るラスキンの社会的側面の日本に特殊な評価昂 揚状態、御木本隆三とその東京ラスキン協会の 苦難の歩み、⑤戦後約40年間もの長すぎるラス キン忘却期、⑥ラスキン文庫開設(1984年)が、 忘却からの脱出の目じるしとなり、母国でのラ スキン復興ともタイムリーに一致(木村正身「英

労働総研クォータリー№16(94年秋季号)

日ラスキン関心比較」『ジョン・ラスキンとヴィ クトリア朝の美術展』1993年、所収による)。本 書はまさにこの第⑥期に属する労作である。

著者は、W. モリスが説く「芸術性と利便性 が結合した」財やサービスへの欲求の高まりと、 この欲求に応じて「ほんもの」を供給し創造す る人々に対する公正な評価と報酬の保障のため のシステムの必要性を重視する。

「ほんもの」への評価と待遇論は、J. ラスキ ンが展開し、「固有価値の経済学」として理論化 している。著者は、「労働の人間化と生活の芸術 化による社会進歩」(モリス)こそ人類の進化を 推進する原動力であり、その自覚的活用のため には、経済学の基礎として「固有価値」の概念 の確立が必要であると力説する。また、この数 年間に、日本でも「文化・教養・レジャー」への 欲求が高まり、生活の芸術化を実現しうる社会 的な環境や制度が整備されつつあると見ている。

ラスキン説によれば「固有価値とは、何らか の物がもっている、生を支える絶対的な力であ る。」固有価値が有効なものとなるためには、受 け取る人の側の享受(受容)能力が必要とされる。 固有価値をX、享受能力をYとすれば、その有 効価値はXYとなる。重要な論争点となろう。

本書公刊の諸条件に注目したい。第1は、著 者が、多年にわたって「人間の全面的発達」を 重視して財政学・経済学を研究し続けてきたこ と、第2は、1991年11月の宮沢首相の所信表明 演説に「生活大国」づくりが強調され、92年7 月には経済企画庁編の『生活大国5か年計画』 が公刊されるような新しい状況、第3は、伝統 的な手工業の復興は非営利的な協同組合や寄付 による公益団体の事業として経営されるべきで あるとし、また環境破壊に反対したラスキンの 理論と実践、およびモリスのモリス商会におけ る芸術と産業の結合の実績などの再評価の気運、

新刊紹介-

第4は、情報化社会のなかで芸術家や優れた職 人を活かすシステムの必要性などである。

新しい生活論を求める社会政策研究史の側面 からも、問題提起の書として注目したい。

(丸善ライブラリー、1993年8月刊、640円)(儀我壮一郎・理事・大阪市立大学名誉教授)

鹿児島経済大学地域総合研究所編 『変わりゆく地域と産業』

本書は、九州・沖縄域内における地域と産業 の現実のかかわり方の検討を通じて、企業の優 位性に依存する地域社会から、地域が主体性を もって経営システムを構想してゆく社会を模索 した共同研究である。地域社会の問題解決能力 や地域の自立・自治のあり方が問われている今 日、時宜に適した研究といえる。

本書の構成は、九州経済にこれまで大きな影 響を及ぼしてきた、地域農業、地域資源産業、 鉄鋼産業の各産業と、これからの九州経済を牽 引していくものとして期待されている、テクノ ポリス、ソフトウェア産業、リゾート、新聞事 業の各産業の、計7章の実証的検討部分と、1 つのアダム・スミス研究から構成されている。 どの章・論文とも、精緻な調査と資料収集によ って、地域開発・企業誘致が地域の活性化をも たらすよりも、逆に、地域や地場産業を誘致し た大企業の下に従属させ、地域労働市場や所得 構造を不安定化・階層化させ、ついには地域の 活性化を失わせていく様をリアルに描き出して いる。ただ、そうした現状分析を踏まえた上で、 どうしたら地域社会が主体性をもち、かつ地場 産業の自立性を含む地域産業の「経営システム」 が構築されるかについては、必ずしも全体的に 統一されてはおらず、各章各様である。

評者の関心事からのみ、注目する章をあげる と、鉄鋼産業とソフトウェア産業である。鉄鋼 産業については、北九州市の八幡製鉄所が対象 とされている。同製鉄所は北海道の室蘭製鉄所 と同じく、製鉄所の中では古くからある既存製 鉄所の一つである。同論文によると、鉄鋼産業 は戦後いくつかの合理化を展開してきたが、1987 年以降の合理化は、「全社最効率最適生産体制」 の確立による生産設備の集約・休止と要員合理 化、およびその帰結として生ずる膨大な遊休資 産の活用を図る新規事業の展開である。両者は ともに地域社会に大きな影響を及ぼすが、とく に後者の新規事業は北九州市八幡地区の都市再 開発計画と結びついて、新たな「官民協調型」 の地域支配を構造化しようとしている。この指 摘は、テーマパークなどの大規模開発がいまだ ない室蘭市などとは違った特徴である。

第5章では、ソフトウェア産業の地方展開が、 地場ソフト企業の自生的発展によるものではな く、首都圏のメーカーや大手ソフト企業の地方 展開であり、そのことが地場ソフト企業の下請・ 系列化と経営の不安定化、地方労働市場の不安 定化と流動化をもたらすことを詳細に分析して いる。そうした分析の上に立って提案される課 題・政策は、九州地方のみならず、他地方のソ フトウェア産業の展開にも役立つ有効な指摘で ある。

(文眞堂、1993年9月刊、3,000円)(木村保茂・北海道大学教授)

清山卓郎著

『日本経済を読む──〝生活優先社会″の条件』

まるで短命を競いあうかのように、めまぐる しく変わる政府ではあるが、こと経済政策とな ると、いずれも無為無策、なりゆきまかせだ。 55年体制の「崩壊」といっても、ひとにぎりの 政権亡者たちが、国民不在の「かやの中」で談 合しているのにすぎないから、戦後日本の経済

労働総研クォータリー№16 (94年秋季号)

を動かして今日の「経済大国・生活小国」をも たらした自民党の政策を踏襲する以外に道はな いのであろう。

本書が書かれたのは、今から見ればほんの一 幕の茶番劇であった細川内閣が「突然死」を遂 げる前夜であった。だからといって、本書の内 容が時代遅れになったとはいえない。むしろ、 日本経済の積年の体質がどういうものであり、 その病根はどこにあるのかが、鋭くえぐりださ れており、この病める日本経済がどのようにす れば回復の道を歩み、なによりも国民の生活と 福祉がまもられるようになるのかが、説得力を もって、しかも平易な言葉で語られている。

4部10章からなる本書の全体を通じて著者が 重視したのは、第1に、世界的視野からの日本 経済分析という方法であり、第2に、日本の国 民生活の豊かさの検証である。日本経済論、経 済政策論、さらには労働問題・社会政策論とい う、相互に関連する広い領域にわたって、すぐ れた業績を挙げてきた著者ならではの分析と提 言が、類書と異なる本書の魅力だ。 特に、「所得税減税・消費税引き上げ」セット 論にたいして、現在の国債発行残高約200兆円を 目安に、「経済成長利得税」ないし「特別資産税」 という特別税を構想して、一方で、財政再建を はかるとともに、他方で、特別税による税収分 のうち100兆円程度を不況対策費にあてて、国民 本位の内需拡大政策を実施することを提言して いる点は、著者のいうように、ビッグ・ビジネ スにとっては最悪の方法で、かつ、まわりくど い方法ではあるが、敗戦直後の各種の改革のス タートに匹敵する「ウルトラC的な措置」とし て、国民の多くの関心と共感をよびおこすであ ろう。

現在、これほど経済問題が切実であるのに、 国民の立場から日本経済の全体像を描き出した 本は、いたって少ない。国民のだれもが知りた いと思っていることを、歴史的展望と世界的視 野をもって率直かつ平明に説いた本書は、まさ に時宜を得た好著である。

(労働旬報社、1994年3月25日刊、2,000円)(服部文男・東北大学名誉教授)

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
次号No.17(1995年冬季号)の主な内容(予定)		{	
<ul> <li>・日本企業のアジア進出</li> <li>〔特集〕賃金抑制政策の特徴とその背景</li> </ul>	儀我壮	:一郎	
・賃金抑制政策の特徴とその背景	小越洋	之助 🕻	
<ul> <li>・労働者生活と賃金</li> </ul>	金沢	誠一 {	
・パートタイマーの賃金	桜井	絹江 {	
・外国の経験-ドイツでの闘争	宮前	忠夫	
{ 〔国際・国内動向〕		}	
・ILOパートに関する条約について		Ş	
<ul> <li>NAFTAについて</li> </ul>		ş	
<ul> <li>・全労連国際シンポジウム報告 他</li> <li>(書評)</li> </ul>		}	
<ul> <li>・高橋祐吉著『労働者のライフスタイルと企業社会』</li> <li>(題はそれぞれ仮題)</li> </ul>	藤田	実	
他に、プロジェクト・研究部会報告、討論のひろば、	新刊紹介	}	
発行予定日 1994年12月15日			
······	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	

### https://rodosoken.com/

バブル経済の崩壊、リストラ「合理化」の進行のなかで、日本に おいても失業問題が中心的な社会問題として登場し、さらに悪化す る様相を呈している。巻頭論文は、こうした日本における今日の失業問題の動向の特 徴を、同様に深刻なヨーロッパにおける失業問題の動向と重ねあわせながら分析して いる。

今号は、特集として「社会保障の今日的課題」をとりあげた。財界、政府の社会保 障「改革」の戦略を、80年代、90年代それぞれの特徴と変化を分析し、そのうえで労 働者、勤労国民そして高齢者の日常生活にとって今日的緊急課題となっている高齢者 福祉・介護制度と年金の改善充実をめぐる諸問題を中心にとりあげている。(T.U)

	1994年10月1日発行
編集・発行	労働運動総合研究所
	〒114 東京都北区滝野川 3-3-1
	ユニオンコーポ403
	TEL 03 (3940) 0523
	FAX 03 (5567) 2968
印刷	有限会社 なんぶ企画
	頒 価 1 部 1,250円(郵送料240円)
	年 間 購 読 料 5,000円 (郵送料含む)
	(会員の購読料は会費に含む)
	振 替 00140-5-191839

https://rodosoken.com/



## The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.16 Summer Issue

### Contents

* Questions surrounding Unemployment in Developed Capitalist Countries — Focus on Japan and Europe—	Kazunori Ohki				
Special Article : Problems confronting our Social Security System* Social Security "Reform" at a Crisis of People's LifeMail* Welfare Policy for the Aged and a Public Care Insurance ProjectProcess and a Design for Adverse Revision of Pension and Medicare System	asayoshi Hamaoka Hiroshi Takeda em Teruo Kumon				
<ul> <li>Information at Home and Abroad</li> <li>* Trade Union Movement in Italy — Report based on My Impressions — Tadao Takagi</li> <li>* Communication Workers of America (CWA) facing Changes in Quality of Work, Restructuring "Rationalization" — What I learned from Trade Union Exchange Program —</li> </ul>					
<ul> <li>* Job Hunting : Difficulties encountered by Female Students</li> <li>* Recent Moves of Unyu Ippan (All Japan Transport and General Worker's</li> </ul>	Yukie Suzuki Saeko Umemura Union) Shinsaku Sakata				
<b>Report of Project and Study Groups</b> * A Society for the Study of Industrial Labour in Kansai Area	Masao Kotaki				
Forum for Discussion * "Nobody knows Kenroren" says the Government denying Local Centers (Zenroren) justice. Hideo Ogawa					
Book Review					
<ul> <li>* Class Consciousness and Political Trend under Thatcherism — My Impres "The Theory of Class in England" by J. Westerguard —</li> <li>* "Transition of Postwar World Economy" by Shinichi Kubo</li> </ul>	ssions of Akira Hamajima Taketoshi Itsuki				
Introduction of New Publications					
* "Feminization of the Labour Force" by Emiko Takenaka and Yoshiko K	uba				
* Temmization of the Dabour Force by Emixo Taxenaka and Toshiko K	Mihoko Tsuda				
* "To make Daily Life Artistic" by Jun Ikegami	Soichiro Giga				
* "Ever-changing Regions and Industry" by the Institute for Area Studies					
of Kagoshima Keizai University	Yasushige Kimura				
* "To read into Japanese Economy" by Takuro Seiyama	Fumio Hattori				

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114 Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.16 頒価1,250円 (年間購読料5,000円)

(会員の購読料は会費に含む)